

関税法基本通達

第 6 章 通 関

第 3 節 一般輸入通関

(輸入申告の効果)

67—3—1 法第 67 条《輸出又は輸入の許可》に規定する輸入申告は、税関がこれを受理した時にその効力を生ずる。

(輸入申告の手続)

67—3—2 法第 67 条に規定する輸入申告の手続は、次による。

(1) 特例申告貨物以外の場合

前記 7—4 の規定に基づき「輸入（納税）申告書」（C—5020）又は「輸入（納税）申告書」（C—5025—1 及び C—5025—2）3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせる。ただし、「外国貿易等に関する統計基本通達」（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）21—2 に掲げる貨物（同中(14)に掲げるものを除く。）については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする 1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の価格が 20 万円を超えるものを除き、統計用の提出を要しない。税関がこれを受理したときは、申告書（C—5020 又は C—5025—2）下欄の「受理」欄に受理印（C—5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（C—5000）を押なつする。

(2) 特例申告貨物の場合

「輸入（納税）申告書」（C—5020）又は「輸入（納税）申告書」（C—5025—1）の標題を「輸入（引取）申告書」と訂正のうえ上部余白に「○簡」と朱書きし、令第 59 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせ、統計用の提出については前記(1)ただし書の規定を準用する。税関がこれを受理したときは、申告書（C—5020 又は C—5025—2）下欄の「受理」欄に受理印（C—5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（C—5000）を押なつする。

(計量単位の換算基準及び申告数量)

67—3—3 輸入申告書への輸入貨物の数量の記載については、次による。

(1) ヤードポンド法等の計量単位で通常取引が行われている貨物に係る輸入申告書への記載に当たり、メートル法への換算を要する場合の換算方法については、前記 67—1—3（計量単位の換算基準）の規定を準用する。

(2) その申告前に検量機関等により数量の測定が行われ、申告しようとする貨物の数量が明らかとなつている場合にはその数量を、その他の場合には仕入書等に記載された数量を、それぞれ申告させるものとする。

(貨物を輸入しようとする者の意義)

67—3—3 の 2 令第 59 条第 1 項第 1 号に規定する「貨物を輸入しようとする者」の意義については、次による。

(1) 輸入取引により輸入される貨物については、前記 6—1(1)に規定する「貨物を輸入する者」と同様とする。

(2) 上記(1)以外の場合には、輸入申告の時点において、国内引取り後の輸入貨物の処分の権限を有する者をいい、その者以外に輸入の目的たる行為を行う者がある場合にはその者を含むものとする。この場合において、輸入の目的たる行為を行う者とは、例えば、次に掲げる者が該当する。

イ 賃貸借契約に基づき輸入される貨物については、当該貨物を賃借して使用する者

ロ 委託販売のために輸入される貨物については、当該貨物の販売の委託を受けて自己（受託者）の名義をもって販売する者

ハ 加工・修繕のために輸入される貨物については、当該貨物を加工・修繕する者

ニ 滅却するために輸入される貨物については、当該貨物を滅却する者

なお、当該「貨物を輸入しようとする者」は、法第 6 条の規定に基づき、当該貨物に係る関税を納付する義務を負うことになるので留意する。

(輸入申告書の添付書類)

67—3—4 輸入申告書には、法第 68 条の規定により、輸入の許可の判断のために必要があるときは、仕入書等 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合（前記 7—4 参照）には、1 通を加える。）を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告及び特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告についても同様の取り扱いとする。

なお、「輸入の許可の判断のために必要があるとき」とは、この通達及び他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。

(1) 経済産業大臣又は税関長の輸入の承認を要する貨物の場合には、その輸入承認証

(2) 上記(1)に掲げるもののほか、法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物の場合には、それらの許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類（検査の完了又は条件の具備については、輸入申告の際に審査を必要とするものに限る。）

(3) 定率法又は暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免

除又は払戻しを受けようとする場合であって輸入申告(特例申告貨物に係る輸入申告を除く。)の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類

- (4) E P A税率の適用を受けようとする貨物に係る令第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約国原産地証明書若しくは同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書(以下この節において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。)又は特惠税率(暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下この章において同じ。)の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書(これらの貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。)
- (5) 協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書(後記 68-3-7 の方法により令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限る。ただし、当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合にはその提出を要さず、特例委託輸入者に係る特例申告貨物である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る、その提出を要するものとする。)
- (6) 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書又は証明書(特例申告貨物の輸入申告にあつては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。)

(内容点検確認書の活用)

67-3-5 通関業者が申告前に貨物の内容を点検して作成した「内容点検確認書」(C-5540)が輸入申告に際し添付されている場合は、審査・検査の参考とする。

(輸入申告の不受理)

67-3-6 輸入申告の不受理については、前記 67-1-9 の規定に準ずる。

(輸入申告の撤回)

67-3-7 輸入申告(特例申告貨物を除く。)の撤回については、前記 7-7(輸入(納税)申告書の撤回)の規定による。

また、特例申告貨物の輸入申告の撤回については、輸入(引取)申告書の提出後において、申告に係る貨物の積戻し又は保税運送をする必要が生じた等の理由により、輸入の許可までにその申告書の撤回の申出があった場合に

は、その撤回を認めて差し支えない。

(輸入検査の種類)

67—3—8 法第 67 条の規定による輸入貨物の検査は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査及び委任検査の 5 種類とし、それぞれの取扱いは、次による。

- (1) 輸入貨物についての法第 67 条の規定による検査は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、輸入申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等のための検査のことをいう。）は、原則として統括審査官が行うものとする。
- (2) 現場検査は、次に掲げる貨物について現に置かれている場所において行うものとする。
 - イ 巨大重量貨物
 - ロ 火薬、劇薬、その他の危険貨物
 - ハ 腐敗し若しくは損傷した貨物又はそれらのおそれのある貨物及びばら積貨物で税関検査場への搬入が不適当なもの
 - ニ 検査個数が多い貨物
 - ホ 品名詐称のおそれがある貨物
 - ヘ 以上に掲げるもののほか、その性質、形状等からみて税関検査場への搬入が困難であり、又は不適当であると認められる貨物
- (3) 本船検査は、後記 67 の 2—3—1 の規定により本船扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船において行う。
- (4) ふ中検査は、後記 67 の 2—3—2 の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則としてふ中において行う。ただし、税関において必要があると認める場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして検査を行う。
- (5) 検査場検査は、上記(2)から(4)までに掲げる貨物以外の貨物について、それを税関検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認の方法による場合には、税関検査場以外の税関庁舎に搬入させて検査を行っても差し支えない。
- (6) 委任検査は、貨物の蔵置場所（例えば、遠隔地にある飼料工場）等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保稅取締部門の職員に委任して行う。この場合においては、統括審査官（これに代わる者を含む。以下同じ。）と保稅取締部門の職員との間の書類の送達は施封して行う。

(事前検査)

67—3—9 次の(1)に掲げる場合に該当するときは、便宜(2)及び(3)の要領により輸入申告の前に検査を行うことができるものとする（以下この項及び次項

においてこの検査を「事前検査」という。)

(1) 事前検査を行うことができる場合は、次の場合とする。

イ 前記 7—19—1 (事前照会に対する口頭回答の手續等) の(3)のロに該当する場合

ロ 保税地域に搬入した後においては、数量の確認が困難である貨物 (例えば、穀物、砂糖等の大量のばら積貨物等) の場合

ハ 保税地域に搬入した後においては、適正な見本を採取することが困難な貨物 (例えば、同時蔵置される石油等) の場合

(2) 事前検査は、仕入書、包装明細書等の関係書類の提出を求めて行うものとする。

(3) 事前検査を行った貨物について輸入申告が行われた場合には、その申告に係る貨物の検査は、輸入者等を勘案し、必要に応じ行うものとする。

(輸入検査の方法)

67—3—10 輸入検査 (事前検査を含む。) の方法は、見本確認 (他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等についての適正な審査を行うための見本検査のことをいう。)、一部指定検査及び全部検査の 3 種類とし、それぞれの取扱いは、次による。

(1) 見本確認は、数量の確認を必要としない貨物につきその一部を見本として採取 (1 梱包を見本として採取する場合を含む。) し、その見本により関税率表分類、統計品目表分類、価格鑑定、他法令の確認その他の検査鑑定をすることができる場合に行うものとし、その要領は、次による。

イ 見本確認に当たっては、原則として貨物の蔵置場所において開梱し、又は見本採取器具を使用して検査に必要な見本を採取し、それを税関検査場等に搬入させて検査を行う。

ロ 次に掲げる貨物については、その各種類ごとの 1 梱包を見本として税関検査場に搬入させて検査を行う。

(イ) 高価な貨物 (例えば、貴石、半貴石又はこれらの製品、貴金属製品、こつとう品等)

(ロ) 汚染し、又は損傷しやすい貨物 (例えば、淡色織物、精密機械等)

(ハ) 外装検査を必要とする貨物

(ニ) 申告者が貨物の蔵置場所において開梱等による見本の採取を希望しない場合

(ホ) その他開梱後の保管管理上問題があると認められる貨物

ハ 見本の採取の方法については、後記 67—3—13 による。

(2) 一部指定検査は、性質及び数量の確認を必要とする貨物のうち、均質等量に包装されたもので、その一部について数量査定を行い、貨物 1 個当たりの実測数量の平均値に貨物の全個数を乗じてその全数量を算出する方法によることができると認められるもの並びに各包装の内容及び数量が異なっても包装ごとに内容及び正味数量が表示されているか、又は各包装番号

ごとの内容及び数量が記載された包装明細書等が添付されているもので、その一部について検査することにより申告された貨物全体の性質及び数量についての認定が可能なものについて行うものとし、その要領は、次による。

イ 均質等量に包装された貨物の検査に当たって無作為に指定すべき検査個数は、別段の定めがあるものを除き、原則として次の基準による。

従量税品		従価税品	
申告個数	検査個数	申告個数	検査個数
10以下	全部	4以下	全部
11～40	10	5～20	4
41～100	20	21～200	7
101～200	30	201以上	10
201～5,000	40		
5,001以上	50		

- ロ 各包装ごとの内容及び数量は異なっているが、それぞれの内容及び数量が包装に表示され、又は包装明細書等に記載されている貨物について、無作為に指定すべき検査個数は、上記イに規定する基準に定める個数に満たない個数として差し支えない。
- ハ 袋詰の合成樹脂ペレットのように一定規格の容器に一定数量のものが包装されると認められる貨物についての検査個数は、原則として1梱包とする。
- ニ その他の貨物であっても、過去の検査実績等を勘案して上記イに規定する基準に定める個数に満たない個数についての検査で十分であると認められるものについては、適宜検査個数を減らして差し支えない。
- (3) 全部検査は、見本確認又は一部指定検査によっては貨物の性質、数量等の確認が困難な次のような貨物について行うものとする。
- イ 均質等量に包装されていない貨物で、包装に内容及び数量の表示がなく、かつ、包装明細書が添付されていないもの
- ロ 変質し又は損傷した貨物（定率法第4条の5又は第10条第1項の規定に該当するもの）
- ハ 減税、免税又は戻し税の対象となる貨物で、それらの減税、免税又は戻し税の条件の確認を必要とするもの
- (4) 輸入貨物の検査に際しては、必ず検査立会人を立ち合わせるものとする。なお、後記67-3-12に規定する「二以上の特例輸入者のみにより混載されて輸入される貨物」の場合には、前記67-1-7の(7)のなお書きの規定に準じて取り扱うものとする。

(検査貨物の指定等)

67—3—11 統括審査官等が輸入貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。

(1) 前記 67—3—8 の(1)に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定を行った統括監視官又は統括審査官（以下この項及び後記 67—3—13 において「検査指定者」という。）が行うものとする。

(2) 見本確認の場合及び一部指定検査又は全部検査で検査場検査を行うことになる場合についての検査指定は、「検査指定票」(C—5270) に所要の事項を記入の上、輸入申告書に添付することによって行う。この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包装番号の記入を行い、見本確認の場合には、このほか、見本の品名、数量等を記入する。

なお、検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、検査担当職員からその旨を検査指定者に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。

(3) 見本確認又は検査場検査以外の検査を行うことになるものについての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、検査担当職員が現場において行う。この場合において、貨物の包装（ケース、ドラム、袋等）に番号が付されていないときは、便宜、個数によって指定し、その個数に見合う現物の指定は、検査担当職員が現場において行う。

なお、検査担当職員が現場検査を行った結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を検査指定者に報告し、事後の指定の参考にする。

(4) 見本確認のための見本の採取又は検査場検査のための現物指定については、次による。

イ 見本確認のための見本採取（1 梱包を見本として採取する場合を含む。）

又は検査場検査のための現物指定は、原則として検査担当職員に行わせる。

ロ 次に掲げる行為は、貨物の性質、業者の信用度等を勘案し、便宜、倉主等に行わせて差し支えない。

(イ) 見本採取方法が簡易なもの見本採取

(ロ) 包装に一連番号が表示されており、検査指定票に指定番号が記載された貨物の現物指定

なお、上記イにより検査担当職員が現物指定を行った貨物でその発送の確認を倉主等に行わせて差し支えないと認めるもの及び上記ロの(イ)又は(ロ)に掲げる貨物については、倉主等に検査指定票に所要の事項を記入させて発送の確認を行わせる。

(5) 上記(1)により検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。

イ 検査指定票のうち「倉主等用」及び「運搬用」は申告者に交付する。

ロ 「運搬用」は、検査扱貨物の蔵置場所の倉主等に提出させ、倉主等はこれに所要の事項を記入のうえ検査扱貨物の蔵置場所と税関検査場等との

間の運搬に使用させる。なお、検査扱貨物が税関検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記ニの照合の後、倉主等にこれを保管させる。

ハ 「申告書用」は、検査担当職員が検査に当たって指定された貨物と税関検査場等に搬入された貨物との同一性の確認のために用いる。

ニ 「倉主等用」は、検査扱貨物を蔵置場所から検査のため搬出する際の控えとし、上記ロの「運搬用」が倉主等に返却された後、倉主等に当該「運搬用」と照合し、整理保管することを求めるものとする。

ただし、検査扱貨物を蔵置場所に戻すことなく税関検査場等において引き取られた場合、「運搬用」の整理保管は保税取締部門が行うものとする。

(コンテナ貨物の検査)

67—3—12 コンテナに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コンテナ貨物」という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全量取出検査の3種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定検査については、前記67—3—10の(1)及び(2)に定めるところによることとし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。

なお、輸入貨物をコンテナに詰めたまま申告を認める取扱い（いわゆる「コンテナ扱い」）は、次の条件をすべて満たしている場合には、各関においてこれを行うこととして差し支えない。

また、税関長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこととして差し支えない。

イ 積付状況説明書その他仕入書等により貨物の内容が明らかであること。

ロ 一の輸入者により輸入される貨物又は二以上の特例輸入者のみにより混載されて輸入される貨物（特例申告貨物であるかどうかを問わない）であること。

ハ 貨物の輸入者及びその代理人（以下この項において「輸入者等」という。）が通関手続上十分な知識を有すると認められること。

(1) 全量取出検査は、原則として、港頭地区において行うこととし、当該コンテナ扱い貨物が現に蔵置されている場所又は税関長が指定した場所において行うものとする。なお、全量取出検査を行うに当たって、当該コンテナ扱い貨物の種類、性質、形状、その他貨物を取り出すための設備等の関係から、当該蔵置場所における全量取出検査が著しく困難であると認められる場所においては、近隣の他の保税地域において全量取出検査を行うこととして差し支えない。

(2) 輸入者等が港頭地区外の取卸し場所における検査を希望し、次のすべての条件を満たす場合には、当該コンテナから貨物を取卸す場所において全量取出検査を行うことができるものとする。

イ コンテナ貨物が、一の場所において全量取り出されるものであること。

ロ 冷凍貨物、巨大重量貨物、損傷のおそれのある貨物及び取出後再積付

けが困難な貨物、その他港頭地区における全量取出検査が当該港頭地区に搬出入される他の貨物に影響を及ぼすおそれがあると認められる貨物であること。

ハ 当該貨物の取卸し場所について、全量取出検査のためのスペース、貨物の取卸し設備、要員等が十分確保されており、安全性にも問題がないこと。

(3) 取卸し場所における全量取出検査は、原則として、次のとおり取り扱うものとする。なお、取卸し場所が保税地域となっている場合には、これに準じて取り扱うものとする。

イ 全量取出検査の指定が行われた場合において、当該指定に係る部門の統括審査官又は統括監視官（これが置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この項において「統括審査官等」という。）は、その貨物が前記(2)の要件に該当するか否かについて輸入者等からの相談に応ずるものとする。

ロ 輸入者等が取卸し場所における全量取出検査を希望する場合には、「指定地外貨物検査許可申請書」（C—5390）等に代えて、「取卸し場所検査申出書（指定地外貨物検査許可申請書兼用）他所蔵置許可申請書 外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C—5550）に必要事項を記載させ、当該全量取出検査の指定に係る部門に2部提出させるものとする（その際、1部の裏面に取卸し場所の見取図等を記入させるものとする。）。

ハ 統括審査官等は、現に貨物が蔵置されている場所の所在地を所轄する保税取締部門の統括監視官（これが置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）と協議を行った上、取卸し場所における全量取出検査を認めることとした場合には、受理印を押印の上、その1部を輸入者等に交付する。

ニ 統括審査官等は、取卸し場所における検査を行う場合には、輸入者等に対し、指定地外検査の許可、他所蔵置の許可及び保税運送の承認の取得等、所要の手続を行うことを求める。また、保税取締部門は、コンテナ一貨物を発送するに当たって、必要に応じ当該コンテナに封印を施す。

ホ 指定地外検査許可担当部門は、輸入者等に対し、前記(3)一口の提出書類原本裏面上部に指定地外検査許可手数料に相当する額の収入印紙を添付させた上、指定地外検査の許可を行う。

(4) 統括審査官等は、検査を実施するに当たって、輸入者が自ら立ち会う場合で、検査の実施に支障がないと認めるときには、通関業者が立会いを求めるときを除き、通関業者の立会いを要しないこととして差し支えない。

(5) 取卸し場所における検査は、原則として、2名以上の職員で行うものとし、検査担当職員に行わせることとするが、取卸し場所が、他官署、他部門又は他税関（以下この項において「他官署等」という。）に近接している場合等においては、事前に他官署等と協議を行った上、他官署等の職員に検査を依頼することができることとする。この場合において、輸入申告書等一件

書類については、その写し1部を提出させ、当該写しを封かんの上、通関業者に託し検査担当職員に手交させることとする。

- (6) 港頭地区検査、取卸し場所検査いずれの場合においても、税関職員の立会いなしに貨物の取卸しを行ったことが判明し、又は、検査の結果、法令に違背する行為を発見した場合等には、必要に応じ、申告書の補正・是正又は修・更正等所要の措置（事後のコンテナ扱いの停止を含む。）を講ずるものとする。
- (7) コンテナ貨物の検査に係る見本採取及び輸入貨物の数量の確認については、それぞれ後記67-3-13及び67-3-14により取り扱うこととする。

（検査における見本の採取）

67-3-13 検査における見本の採取については、次による。

- (1) 見本採取の手続は、次による。

イ 見本確認の場合における見本採取は、前記67-3-11の(2)に規定する検査指定票により行う。

ロ 現場検査又は検査場検査で見本検査以外の方法による検査を行う場合において、見本採取を行う必要があるときは、見本採取に当たり「見本採取票」(C-5280)3通（原本、通知用、倉主等用）を作成の上、「通知用」は申告者に交付し、「倉主等用」は直接又は申告者を通じて（税関検査場において見本を採取したときは、検査指定票の「運搬用」に添えて）倉主等に送付する。ただし、採取しようとする見本が少量かつ低価値（おおむね課税価格が500円未満で、かつ、内国消費税額を含む税額が100円未満のもの）である場合には、特に申告者が要求するときを除き、便宜、その作成を省略して差し支えない。

- (2) 見本採取に際しては、次の点に留意する。

イ 見本採取は、原則として申告者又はその代理人の立会いのもとに、検査担当職員又は保税取締部門の職員が行うものとするが、前記67-3-11の(4)のロの場合には、倉主等に見本採取を行うことを求めて差し支えない。

ロ 見本採取に当たっては、対象貨物の全体を代表できるように適正な見本を選定する。

ハ 見本の採取量は、必要最少限度にとどめる。

ニ 採取した見本については、申告番号、品名、採取年月日、採取場所等の必要事項を明らかにすることとし、例えばそれらの事項を記載したラベルを貼付しておく。

- (3) 見本確認のための見本採取は、適宜、簡単な方法により採取することとし、小売容器包装の貨物、衣類、小型機器等については、必要な各種類ごとに1個を見本とし、織物、線材等については、なるべく切断することなく、最小包装単位の1個を見本とする。

なお、ばら積貨物、液状、粉状又は粒状の貨物等で、見本の採取に当たって貨物の性状からみて、特に必要があると認めるものについては、次に定

める分析用見本の採取に準ずる。

(4) 分析見本の採取については、次による。

イ 容器に詰められた粉状、粒状又は泥状の貨物については、外気にふれない各部分から見本を採取する。

ロ ドラム詰、石油かん詰等の液状貨物については、全体が均質となっていない場合があるので、振とう、かくはんを十分行った上で見本を採取する。

ハ 上記イ又はロに該当する見本の採取に当たっては、別段の定めがあるものを除き、原則として2梱包以上から見本を採取する。ただし、かん詰、びん詰等で内容がすべて均一とみられるものについては、1梱包から見本を採取して差し支えない。

ニ タンク蔵置貨物（石油、糖みつ等）については、貨物の注入後その安定を待って、上、中、下の3層（液深に応じ2層又は5層に増減して差し支えない。）から各層ごとに見本を採取する。タンカー等において見本を採取するときも、これに準ずる。

ホ 本船扱いのばら積貨物については、2か所以上のハッチから見本を採取する。

ヘ ふ中扱いのばら積貨物については、20%を下らない数のはしけから見本を採取する。

ト 貨物全体から見本を採取することができる自動見本採取機が設置されているときは、その自動見本採取機によって見本を採取して差し支えない。

チ 採取した見本を収容する容器は、見本との間に反応を起さない材質のもので、かつ、湿度、光線等により見本の特性を変化させないものを選択し、採取に当たっては、容器を十分に洗浄し、乾燥し、必要に応じ共洗いし、密栓をして採取した見本の品質保全に留意する。

リ 見本採取に当たっての採取器具は、採取する見本に適したものを使用する。

ヌ 引火性又は腐食性の強い貨物、毒物、劇物その他危険貨物の見本採取に当たっては、その貨物の特性を十分に理解した上、慎重に見本採取を行うとともに、採取した見本を収容した容器には危険貨物である旨を表示、保管場所に留意する等事後の事故防止に努める。

(5) 貨物確認が終了し、見本を返却する場合において、見本採取票を作成しているときは、当該見本を申告者に返却するとともに、「原本」に返却の確認を受け、また、交付した「通知用」の再提出を求めて返還した旨記載し、返還した見本とともに倉主等に提出させる。

(6) 採取した見本を分析用に供した等の理由により返却しない場合における取扱いは、次による。

イ 見本採取票を作成していない場合

(イ) 貨物の検査指定の際に見本を返却しないことが明白であるときは、検査指定者が検査指定票の余白にその旨記入しておく。

(ロ) 検査の結果、見本を返却しないこととなったときは、検査担当職員

は、検査指定票の「原本」及び「運搬用」の余白にその旨を記入の上、「運搬用」を倉主等に提出させるとともに、その旨を検査指定者に報告する。

- ロ 見本採取票を作成しているときは、交付した「通知用」の提出を求め、「原本」及び提出された「通知用」に返却できない旨、及びその理由その他必要事項を記入し、「通知用」を上記(1)ロの「倉主等用」に準じて倉主等に提出させる。

(輸入貨物の数量の確認)

67—3—14 輸入貨物の数量の確認については、別段の定めがある場合を除き、次による。

- (1) 検査省略扱貨物、見本確認扱貨物その他数量の確認を行わない貨物の数量は、仕入書等の数量による。
(2) 一部指定検査により数量確認を行った貨物の数量は、それぞれ次による。

イ 均質等量に包装された貨物について、一部指定検査の結果の算出数量と前記 67—3—3 の(2)の規定による申告数量（以下この節において「申告数量」という。）との差が申告数量の 3%以内であるときは、その貨物の数量は申告数量により、その差が 3%を超える場合には、その貨物の数量は、算出数量による。この場合において、申告者が検査個数の追加を希望するときは、前記 67—3—10 の(2)に規定する検査指定個数基準による検査個数の 50%に相当する個数の範囲内において検査個数を増加して、数量確認を行う。

ロ 各包装ごとの内容及び数量が異なっている貨物については、一部指定検査の結果、個々の包装に表示され、又は包装明細書等に記載されている数量が正確であると認められるときは、その貨物の数量は、それらの表示又は記載の数量による。この場合における正確であるか否かの認定は、貨物の種類、包装条件、測定方法の差異等を勘案して行うが、表示又は記載の数量と実測数量との差が、表示又は記載の数量の 3%以内であるか否かを一応の目安とするものとする。

一部指定検査の結果、表示又は記載の数量が正確であると認められない場合には、前記 67—3—10 の(2)の検査指定個数基準に定める個数に至るまで検査を行う。この場合において、

- (イ) 実測数量の増減がおおむね一定の傾向にあると認められるときは、その貨物の数量は、その傾向の比率（検査した包装分についての表示又は記載の数量と実測数量との比率）により申告数量を修正したものによる。
(ロ) 実測数量の増減が一定の傾向にあると認められないときは、原則として全部検査を行う。ただし、申告数量が膨大である等全部検査を行うことが困難であるときは、検査数量を適宜追加（申告者の希望による場合を含む。）した後、上記(イ)に準じて処理して差し支えない。

(3) 全部検査を行った貨物の数量は、その実測数量による。

なお、全部検査の場合においては、本船又ははしけのドラフトによる測定方法は、本船扱い又はふ中扱い若しくは従価税率が適用される銑鉄等の大量ばら積貨物で、本船又ははしけの種類、排水量表の信用度及び貨物の積載状況等を勘案し、当該方法による測定数量によっても差し支えないと認められる場合を除き、採用しないものとする。

(4) 損傷貨物であって、その陸揚げ時に既に減量していることが、ポートノート等により明らかであるものの数量については、原則として、全部検査を行い、上記(3)による。

ただし、均質・等量に包装されている貨物及び各包装ごとの数量は異なっているが個々の包装又は包装明細書等によりその数量が確認できる貨物の場合には、その貨物のうち損傷包装のものと正常包装のものに分け、損傷包装のもの（荷粉については、正常包装から出たかどうかを問わず、これに含めるものとする。）については全部測定を行うが、正常包装のものについては、一部指定検査による数量測定を行って差し支えない。この場合における当該損傷貨物の数量は、次による。

イ 正常包装のものについて、数量測定の結果算出された数量（以下「検査結果による数量」という。）と個々の包装又は包装明細書等により確認された数量（以下「明細書等の数量」という。）との差が、明細書等の数量の3%以内である場合は、損傷包装分の実測数量と正常包装分の明細書等の数量との合計数量

ロ 上記イの差が明細書等の数量の3%を超える場合は、損傷包装分の実測数量と正常包装分の検査結果による数量との合計数量

(5) 上記(2)から(4)までによる数量確認は、重量、容量及び面積に係る数量について適用し、数量が個数、台数等で表示される貨物については、実数量による。

(課税価格の認定)

67—3—15 検査の結果確認した数量が申告数量と異なる場合における課税価格については、次による。

(1) 検査の結果、前記67—3—14の(2)又は(3)により申告数量と異なる数量によることとなった場合におけるその貨物の課税価格は、次による。

イ その数量の差が申告数量の3%以内である場合には、仕入書等の価格（定率法第4条から第4条の9までに規定する課税価格に相当する価格であると認められる場合に限る。以下本項において同じ。）による。

ロ その数量の差が申告数量の3%を超える場合には、その超える部分に相当する数量に仕入書等の単価（FOB単価が明らかな場合には、当該FOB単価とする。）を乗じて得られる価格を仕入書等の価格に加減して得た価格による。ただし、この場合であっても、その差が貨物の種類、性状、取引の実情等（例えば、冷凍食品又は生鮮野菜の乾燥欠減がある場合、「揚地

において確認された数量の契約数量に対する誤差が一定の範囲内であるときは、仕入書価額を変更しない」旨の契約がなされている場合等）を勘案し、商習慣上通常認められている範囲内のものであるときは、仕入書等の価格による。

(2) 前記 67—3—14 の(4)に規定する損傷貨物の課税価格については、その仕入書等の価格から欠減数量に相当する価格を控除した価格とする。この場合において欠減数量とは、次の数量をいう。

イ 同号本文に該当する場合においては、全部検査の結果、欠減が確認された数量

ロ 同号ただし書イに該当する場合においては、損傷包装分についての全部測定の結果、欠減が確認された数量

ハ 同号ただし書ロに該当する場合においては、次に掲げる数量を合計した数量

(イ) 損傷包装分につき全部測定の結果確認された欠減数量

(ロ) 正常包装分につき検査結果による数量と明細書等の数量との差のうち明細書等の数量の3%を超える部分に相当する数量

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、数量が個数、台数等で表示される貨物であって、商習慣上の許容範囲がないと認められるものについては、実数量に仕入書等の単価を乗じて得た額を基礎として、その貨物の課税価格を算定する。

(分割して輸入されるばら積貨物の数量及び課税価格)

67—3—16 同一本船に積載されたばら積有税貨物(とうもろこし等)について、2以上の税関官署にまたがって分割して輸入申告がされた場合において、次に掲げるときの申告数量及び課税価格は、前記 67—3—14 及び 67—3—15 の規定にかかわらず、それぞれ次による。

(1) 検量機関が当該分割申告分につき全看し検量証明書を発行している場合において、当該証明書の数量を正当なものとして認め得るときは、当該数量による。

(2) 上記(1)の場合において、当該貨物の仕入書等に表示された単価が、定率法第4条から第4条の9までに規定される課税価格に相当する単価であると認めるときは、当該単価に上記(1)の数量を乗じて得られる価格を課税価格とする。

(輸入貨物に係る開装検査票の交付)

67—3—17 法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸入貨物(蔵入、移入、総保入及び展示等貨物を含む。)に係る開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があった場合の取扱いについては、前記 67—1—17 (輸出貨物に係る開装検査票の交付)の規定を準用する。

(輸入許可書の交付)

67—3—18 輸入申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査（関税を納付すべき貨物で、納期限の延長に係るものにあつては、担保枠の確認を、それ以外については納付済の確認を含む。）を行い、その貨物を確認の上、法第70条第1項又は第2項の規定による証明又は確認が適法に行われた場合には、輸入申告書の1通（許可書用）に許可印（C—5002）を押なつし、これを輸入許可書として申告者に交付する。なお、輸入しようとする貨物を保税地域に搬入する前に行われた特例申告貨物の輸入申告について、特例輸入者にあつては、検査等の必要がないと認められる場合に輸入を許可するものとし、特例委託輸入者にあつては、審査及び必要な検査が終了するとともに当該申告に係る貨物が保税地域に搬入された場合に輸入を許可するものとする。

(税関より関税中央分析所等へ分析試験を依頼する基準)

67—3—19 税関より関税中央分析所へ分析試験を依頼する基準は、次による。なお、次の(1)に該当するものについて、他の税関において分析試験が可能な場合には、当該他の税関へ分析試験を依頼することを妨げない。

- (1) 設備、機器等が整備されていないため、税関においては分析困難なもの
- (2) 特殊な分析技術を必要とするため、税関においては分析困難なもの
- (3) 分析に長期間を要するため、税関における他の分析に支障を来たすおそれのあるもの
- (4) 新規輸入品、犯則貨物又は輸入制限品目等で重要なもの
- (5) 税関分析法制定のため調査研究を必要とするもの
- (6) その他税関において特に追試験を必要と認めるもの

(当事者分析)

67—3—20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第62条の8第1項第1号及び第2号（総合保税地域の許可）に掲げる作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通関審査等」という。）が行われることを希望するときは、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 当事者分析の成績の通関審査等への採用

下記(2)又は(3)に定めるところにより承認を受けた当事者が、輸出入申

告書等を提出する際に当該承認に係る分析成績書を提出したときは、下記(6)のロの(イ)及び(ロ)に定める場合を除き、当該成績により通関審査等を行うこととする（以下この項において、当事者分析の成績により通関審査等を行うことを「当事者分析成績の採用」という。）。

(2) 当事者分析成績の採用に係る承認申請手続等

イ 承認の申請

- (イ) 当事者分析成績の採用を希望する当事者がある場合には、当事者に「当事者分析成績採用申請書（新規）」(C-5570)に所要事項を記入させ、輸出入申告書等の提出の際に提出しようとする分析成績書の様式その他の参考資料（他の税関において同一内容の申請について、当事者が既に下記ハによる承認を受けている場合には、当該承認書の写しを含む。以下この項において、これらの書類等を「新規申請書」という。）を添付させ、輸出入貨物等が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が所属する税関（以下この項において「蔵置税関」という。）の業務部長（沖縄地区税関にあっては、業務・調査担当次長をいう。以下この項において同じ。）宛てに3部（蔵置税関の分析担当部門用、蔵置税関の本関の通関審査等担当部門（ロの(イ)に規定する通関審査等担当部門をいう。以下(ロ)及び(ハ)において同じ。）用、承認書用）提出させることによりその承認の申請を行わせるものとする。
- (ロ) 上記(イ)の場合において、蔵置官署が支署又は出張所（以下この項において「署所」という。）であるときは、当該署所を経由して提出させることとし、その提出部数は上記(イ)の部数に1（蔵置税関の署所の通関審査等担当部門用）を加えた部数とする。
- (ハ) 蔵置官署が本関及び当該蔵置税関に属する一以上の署所の場合又は一の蔵置税関に所属する二以上の署所の場合には、上記(イ)の部数に蔵置官署の数（蔵置官署に本関が含まれる場合には、1を減ずる。）（蔵置税関の署所の通関審査等担当部門用）を加えた部数の新規申請書を本関に（蔵置官署に本関が含まれない場合には、いずれかの蔵置官署を経由して）提出することにより、一括して承認の申請を行わせることができるものとする。
- (ニ) 輸出入申告書等を提出しようとする税関官署（以下この項において「申告官署」という。）が蔵置官署と異なる場合における新規申請書の提出部数は、上記(イ)から(ハ)までに規定する部数に、当該蔵置官署と異なる当該申告官署の数（当該申告官署に蔵置税関の本関が含まれる場合には、1を減ずる。）を加えた部数とする。
- (ホ) 保税工場、総合保税地域又は承認工場（以下この項において「保税工場等」という。）がその作業（保税工場については保税作業を、総合保税地域については法第62条の8第1項第1号及び第2号に掲げる作業を、承認工場については製造作業をいい、以下この項において「保税

作業等」という。)に使用する貨物であって、当該貨物に係る蔵入れ、移入れ若しくは総保入れ(以下この項において「蔵入れ等」という。)又は輸入を当該保税工場等以外の者に委託しているものについての上記(イ)の承認の申請は、当該保税工場等の責任者の名をもって行うことができるものとする。この場合において、当該貨物に係る蔵入れ等又は輸入を複数の者に委託しているときは、上記(イ)の承認申請は、一括して行わせて差し支えない。

- (ハ) 保税工場等が、その保税作業等に使用する貨物であって、自ら又は第三者に委託して蔵入れ等又は輸入しようとするものにつき上記(イ)の承認の申請をしようとする場合において、当該貨物を使用する保税作業等による製品についても上記(イ)の承認の申請をしようとするときは、それらの申請を一括して行うことを認めて差し支えない。

この場合における申請書の提出部数は、上記(イ)から(ハ)までに規定する部数に、1(蔵置官署の保税取締部門用)を加えた部数とし、蔵置税関の業務部長宛てに提出させるものとする。

ロ 申請の審査

- (イ) 新規申請書が提出された場合には、蔵置官署が署所であるときは、当該署所の意見をも考慮の上、当該申請書記載事項のうち分析技術に関する事項については蔵置税関の分析担当部門が、その他の事項については蔵置税関の当該申請に係る通関審査等の事務を担当する部門(以下この項において「通関審査等担当部門」という。)が、それぞれ審査を行う。

- (ロ) 上記(イ)の審査に当たっては、統括分析官又は特別分析官(これらが置かれていない税関にあつては分析担当統括審査官)は、当該申請に係る分析を行う施設を実際に調査するものとする。ただし、特に支障がないと認められるときは、この調査を分析官その他適当と認められる職員に代行させ若しくは委嘱し、又は省略することができる。

ハ 申請の承認

- (イ) 審査の結果、申請が次に掲げる要件の全てを満たすと認められるときは、これを承認するものとする。
- i 申請書の記載事項が適切に記載され、かつ、必要な添付書類が添付されていること。
 - ii 申請に係る貨物が長期にわたり継続的に通関審査等の対象となることが見込まれること。
 - iii 申請に係る貨物の性質、分析方法等からみて、その見本の輸送、分析等に長期間を要する場合等で、当事者分析成績の採用が通関審査等の迅速化に有効であると認められること。
 - iv 申請に係る分析の方法が、原則として、税関が当該貨物につき採用している分析方法と同一のものであること。
 - v 申請に係る分析を行う施設の技術水準及び設備等からみて、その分

析成績により申請に係る通関審査等を行っても特に支障がないと認められること。

(ロ) 申請を承認したときは、新規申請書のうち1部を承認書として申請者に交付し、蔵置税関の分析担当部門及び本関の通関審査等担当部門においてそれぞれ保管するとともに、蔵置官署に署所が含まれる場合には、当該署所に各1部を送付する。なお、上記イの(ニ)に該当する場合には、申告官署に1部（申告官署が複数である場合には、各申告官署に1部）を送付する。また、上記イの(ハ)に該当する場合には、蔵置官署の保税取締部門に1部を送付する。

(ハ) 承認書の有効期限は、原則として、申請を承認した日（下記(3)のイの規定に基づく承認の更新が申請され、同ハの規定により当該更新を承認したときは、当該更新を承認した日）の翌日から起算して3年を経過する日までの期間とする。ただし、承認期間の始期について、合理的と認められる範囲において、申請を承認した日の翌日以外の日とすることを妨げない。

(3) 承認の更新及び申請書記載事項の変更の申請

イ 承認の更新の申請

上記(2)のハの(ハ)に規定する承認書の有効期限が到来した場合において、当該承認を受けた者が当該承認に係る分析成績の採用の継続を希望し、かつ、申請書記載事項（下記ロにより申請書記載事項の変更の承認を受けたときは、当該変更の承認後の記載事項）に変更がない場合には、当該承認を受けた者に「当事者分析成績採用申請書（更新）」(C-5570)により、承認の更新の申請を行わせるものとする。

ロ 申請書記載事項の変更の申請

上記(2)により承認を受けた「当事者分析成績採用申請書」(C-5570)の記載事項（変更の承認を受けた記載事項がある場合は、当該変更の承認を受けた記載事項を含む。）に変更が生じたときは、当該承認を受けた者に、遅滞なく「当事者分析成績採用申請書（変更）」(C-5570)により、変更の申請を行わせるものとする。ただし、変更が生じた事項が次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定めるとおりとする。

(イ) 変更が生じた事項が分析貨物の品名、分析項目又は分析施設であり、かつ、申請内容の同一性が失われると認められる重要な事項である場合は、上記(イ)にかかわらず、当事者に下記(7)のイの(イ)のiiiの届出をさせるとともに、改めて上記(2)により新規申請書を提出させるものとする。

(ロ) 変更が生じた事項が分析施設の名称等軽微なものである場合は、上記(イ)にかかわらず、当該変更が生じた事項を書面により届出させることにより処理して差し支えない。

ハ 申請の手続等

上記イ及びロの申請の手続及び承認等については、上記(2)に定めるところに準ずるものとする。

(4) 当事者分析に係る貨物の見本の採取及び保管等

イ 見本の採取

当事者分析に係る貨物の見本の採取は、上記 67—3—13 に定める方法又はこれに準ずる方法により行うものとする。この場合において、当事者に見本の採取を行わせるときは、申告官署又は蔵置官署の通関審査等担当部門は、採取方法その他必要な事項の指示を行うものとする。

ロ 見本の保管等

採取した見本は、これを二分してその一を当事者分析に供し、他の一を蔵置官署の通関審査等担当部門において一定の期間保管するものとする。ただし、当該見本の性質上、当該通関審査等担当部門に保管することが適当でないと認めるときは、これに封印、ラベルの貼付等、通関審査等担当部門において保存すべき見本と当事者が保管する見本との同一性の確保その他必要な措置を講じた上で、当事者に保管させることができるものとする。

(5) 分析成績書の記載事項等

上記(1)により提出する分析成績書には、分析成績のほか、次の事項を記載させるとともに、分析責任者の氏名を記載させるものとする。

当事者分析成績の採用に係る承認書の承認番号、分析貨物の品名その他当該分析に係る貨物と輸出入貨物等との同一性を確認するために必要な事項（例えば、積載船舶の名称及び入港年月日、輸出入貨物等の蔵置場所、輸出入申告書等に係る申告番号等）

(6) 税関における見本の分析

イ 税関における見本の分析

通関審査等に採用する当事者分析の成績の適正を確保するため、申告官署の通関審査等担当部門は、通関審査等に際し、次の措置をとるものとする。なお、申告官署と蔵置官署が異なる場合においては、申告官署の通関審査等担当部門は、蔵置官署の通関審査等担当部門と連携して対応するものとする。

(イ) 任意抽出による分析等

当事者分析に係る輸出入申告書等を任意に抽出して、次の i 又は ii のいずれかの措置をとるものとし、その抽出率はおおむね 10%を目途とするものとする。

i 蔵置税関の分析担当部門に依頼して、上記(4)により採取した見本の分析を行う。

ii 蔵置税関の分析担当部門と協議して必要と認める場合には、原則として、蔵置税関の分析担当部門の職員を当事者による分析に立ち合わせるものとする。

(ロ) 必須的分析

提出された分析成績書に表示された分析成績が次の i 又は ii のいずれかに該当するときは、蔵置税関の分析担当部門に依頼して、上記(4)により採取した見本の分析を行う。ただし、分析担当部門と協議して適当と認める場合には、当事者の分析施設において、原則として蔵置税関の分析担当部門の職員の立会いの下で分析を行わせて差し支えない。

i 関税等の賦課上、異なる税率が適用され又は異なる取扱いを受けることとなる境界値に近接し、税関が定める一定の範囲内にあるとき。

ii 申告官署若しくは蔵置官署の通関審査等担当部門又は蔵置税関の分析担当部門が異常であると認める成績であるとき。

ロ 当事者分析成績と税関分析成績とが一致しなかった場合の取扱い

上記イの(イ)の i 又は(ロ)により税関が行った分析（上記イの(ロ)ただし書による分析を含む。以下この項において「税関分析」という。）の成績と当事者分析の成績との間に差がある場合には、次により処理するほか、当該差が一般的に生じ得る誤差として許容しうる範囲（以下この項において「許容誤差」という。）を超える場合には、申告官署又は蔵置官署の通関審査等担当部門は、必要に応じ、蔵置税関の分析担当部門と連携し、当事者に適切な指導を行うものとする。

(イ) 当該差が関税等の適用税率の決定又は軽減、免除、還付若しくは払戻しの有無に影響を及ぼす場合には、税関分析の成績に従い輸出入申告書等を是正させる。

(ロ) 上記(イ)以外の場合において、当該差が許容誤差を超え、かつ、当該差に応じ当該分析に係る貨物の関税等の額（還付又は払戻しの額を含む。）が増減することとなる場合には、税関分析の成績に従い輸出入申告書等を是正させる。

(7) 承認の失効等

イ 承認の失効、取消し及び一時停止

上記(2)又は(3)の承認は、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するに至ったときはその効力を失う。

(イ) 当事者から、上記の承認を受けた当事者分析成績の採用を希望しなくなった旨の届出があったとき。

なお、次の i から iii までのいずれかに該当することとなったときは、当事者に承認を受けた当事者分析成績の採用を希望しなくなった旨を届出させるものとする。

i 当事者が承認に係る当事者分析を行わなくなったとき。

ii 当事者が承認に係る輸出入申告書等を提出する予定がなくなったとき。

iii 上記(3)のロの(イ)に該当することとなったとき。

(ロ) 上記(2)又は(3)の承認後 3 年を経過し、かつ、上記(3)のイの更新

の申請が行われなかったとき。

(ハ) 下記ロの規定により、承認を取り消したとき。

ロ 承認の取消し

次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当するに至ったときは、上記(2)又は(3)の承認を取り消すものとする。

(イ) 承認に係る分析が通関審査等において必要でなくなったとき。

(ロ) 上記イの(イ)のiからiiiまでのいずれかに該当することとなったにもかかわらず、承認を受けた者からその旨の届出がなかったとき。

(ハ) 上記(3)のロに定めるところにより、変更の申請をすべき事由が生じたにもかかわらず、相当の期間内に当該申請が行われなかったとき。

(ニ) 上記(6)の税関分析の結果等を考慮し、承認に係る分析成績を通関審査等に採用することが適当でないと認められるとき。

(ホ) その他上記(2)のハの(イ)のi～vに規定する要件が満たされなくなったとき。

ハ 承認の一時停止

上記ロの(ニ)又は(ホ)に該当する場合において、承認を受けた者がこれに該当しないこととなるために必要な措置を講ずる旨を申し出、かつ、当該必要な措置が相当の期間内に行われることが確実であると認められるときは、上記ロにかかわらず、当該必要な措置が講じられるまでの間、承認の効力を一時停止するものとする。

ニ 取消し等の通知

承認を取り消し、又は承認の効力を一時停止し、若しくはその一時停止を解除するときは、その理由を付して、当該承認を受けた者に書面により通知するものとする。ただし、承認の一時停止を解除するときは理由を付すことを要しない。

(8) 承認に係る通報及び報告

イ 新たな承認についての情報

蔵置税関の分析担当部門は、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合には、それぞれに定める書類を速やかに関税局（業務課）、関税中央分析所及び他の税関（分析担当部門）に送付するものとする。

(イ) 他の税関においていまだ上記(2)の承認を行っていない貨物（同種の貨物であっても分析項目又は分析方法が異なる場合は、異なる貨物とみなす。）及び分析方法を変更した貨物について、上記(2)の承認を行った場合には、当該承認書の写し

(ロ) (6)のイの(ロ)のiの規定により税関分析を行うべき範囲、(6)のロの許容誤差の範囲等について定めた場合には、それらの規定

ロ 関税局への報告

蔵置税関の分析担当部門は、上記(2)及び(3)の承認等の状況及び上記(6)の税関分析の状況等について、毎年1回1月から12月までの実績を集計して関税局（業務課）に報告するものとする。

ハ 通報等の方法

上記イの通報及びロの報告は、蔵置官署の業務部長の事務連絡により行うものとする。

(9) その他

この通達の運用上必要な事項は、税関長が定めるものとする。

(参考分析の結果申告税額に変更を生ずる場合の取扱い)

67—3—21 参考分析により決定された課税標準、適用税番又は税率（以下この項において「課税標準等」という。）が輸入許可時の課税標準等と相違し、納付すべき税額に変更を生じることとなる場合の処理は、次による。

なお、参考分析を行う場合には、輸入者に予め通知する。

- (1) 参考分析に係る輸入貨物については、直ちにその納付すべき税額を更正し、又は修正申告が必要である旨説明する。
- (2) 過去の同種の輸入事例（当該参考分析に係る貨物の輸入者と異なる輸入者による輸入事例を含む。）がある場合には、当該参考分析に係る貨物と同一の性質、形状のものであることが申告書類、検査実績等により明らかに確認できるものに限り、当該同種の輸入事例の貨物についてもその納付すべき税額を更正し、又は修正申告が必要である旨説明する。

(輸入貨物の本船扱い)

67 の 2—3—1 令第 59 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 外国貿易船に積載された状態で法第 67 条の検査及び許可を受けようとするものであること。ただし、次に掲げる場合には当該貨物を許可前に当該船卸場所から移動させないことを条件として、便宜、船卸しを認めて差し支えない。

イ 荷役の事情又は貨物の引取りが急を要する場合等で、当該貨物を許可前に外国貿易船からはしけ若しくはこれに類する船舶（機能的にみてはしけと同様と認められる船舶で沿岸運送等のために使用される小型機帆船等をいう。以下「はしけ等」という。）へ船卸しをする場合

ロ 植物防疫所等公的機関の検査を受けるために、貨物の一部を一時的に船卸する場合

ハ その他、直接岸壁へ船卸しすることがやむを得ないものであると認められる場合

- (2) 他の貨物と同一船船倉内に混載（これらの貨物が明確に区画されている場合を除く。）されておらず、かつ、当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障のないこと。

なお、承認申請時には混載されている場合であっても、検査時までには他の貨物が前卸しされる等混載でなくなることを確実にする場合には、混載され

ていないものとして取り扱って差し支えない。

- (3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不相当と認められる貨物であること。

具体的には、次に掲げる貨物とする。

イ 小麦、大麦、米（もみを含む。）、パームやし殻、アルファルファのミール及びペレット、ふすま、パーム油かす及びパーム核油かす、塩、硫化鉄鉱（焼いてないもの）、天然黒鉛（塊状のもの）、けい砂、けい岩、カオリン、りん鉱石（りん灰石と称する場合を含む。）、重晶石、フリント、マグネシアクリンカー、天然石膏（焼いてないもの）、ポートルランドセメント、タルク、ほたる石、鉄鉱、銅鉱、ボーキサイト、マンガン鉱、含マンガン鉄鉱及び含鉄マンガン鉱、ニッケル鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、クロム鉱、チタン鉱、石炭、コークス及び半成コークス、硝酸ナトリウム（天然のもの及びこれを化学的精製以外の精製をしたもの）、塩化カリ、硫酸カリウム、硫酸マグネシウムカリウム（酸化カリウム（K2O）として計算したカリウムの含有量が全重量の30%以下のものに限るものとし、税関で適当と認める機関が発行した分析証明書を提出することを条件とする。）、ソーダ灰、けい酸ナトリウム、木材、ウッドチップ、ウッドペレット、鉄鋼のくず（溶解用のみに適するもの）

ロ 次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税関長が適当と認めたもの

(イ) 均質であること（巨大重量物である場合を除く）。

(ロ) 大量貨物又は巨大重量物等、当該貨物の性質、形状、輸送形態等からみて、通関のため保税地域等に搬入させることが輸入者に必要以上の負担をかける等適当でないと考えられること。

- (4) 本船扱いの承認申請がされた税関官署の管轄する港において全量船卸しされること。ただし、数港にわたって船卸ししようとする場合であって他港揚げ貨物をも含めて一括して本船扱いを認めてほしい旨の申請があったときは、これを認めて差し支えない。

なお、この場合における輸入申告書は、当該承認を受けた税関に、貨物の船卸港ごとに別申告として提出するものとする。

（輸入貨物のふ中扱い）

67の2-3-2 令第59条の5第1項第2号に規定する輸入貨物に係るふ中扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。

- (1) はしけ等に積載された状態で法第67条の検査及び許可を受けようとするものであること。ただし、税関長が必要があると認める場合には、当該貨物の一部を陸揚げして検査を行うことがあっても差し支えない。
- (2) 他の貨物と混載されておらず、かつ、当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障のないこと。
- (3) その性質及び形状がふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、当

該貨物を保税地域等に搬入することが不相当と認められる場合であること。

具体的には、次に掲げる貨物とする。

- イ 関税が無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物（均質かつ大量のものに限る。）
- ロ 関税が有税の貨物のうち、次に掲げるもの
 - (イ) たまねぎ、マニオカでん粉、豚脂、魚油、菜種油、綿実油、やし油、パーム油、ひまし油、サラソウジュ油、コットンステアリン、グリセリン、水素添加未脱臭大豆油、いおう、コークス及び半成コークス、カーボンブラック、塩化マグネシウム、亜硫酸塩、ソーダ灰、くえん酸カルシウム、活性炭、木材、合板、木箱、木材パルプ、新聞用紙、クラフト紙、カラー印刷用紙、銑鉄、フェロシリコン、フェロマンガ、シリコンマンガ、海綿鉄鋼、鉄鋼の板、鉄鋼の棒、アルミニウムの塊
 - (ロ) ナフタリン、臭素、金属ナトリウム、硝酸カリウム、ブタン、オルトニトロクロロベンゼン、トリイソブチルアルミニウム、テトラヒドロフラン、硫酸銅その他の危険品
- ハ 上記(イ)及び(ロ)以外の均質かつ大量の貨物又は巨大重量物であって、ふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不相当であると税関長が認めたもの

（輸入貨物の搬入前申告扱い）

67の2—3—3 令第59条の6第1項第2号に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 関税関係の条約又は法令の改正等により、該当貨物に係る税率の引上げ、減免税措置の廃止等が行われることとなる場合であって、次のいずれかに該当すること。

イ 条約又は法令の改正に伴い、納付すべき税額が増加するとき。この場合において、一定の期間を限度として適用されることとされている税率又は減免税制度が当該期間の延長が行われることなく打ち切られるときは、便宜、「法令の改正」に含まれるものとするが、定率法第6条から第9条まで（暫定法第8条の6第1項の規定により暫定税率の適用を受ける物品に対して当該特殊関税制度が適用される場合を含む。）並びに暫定法第7条の7、第7条の8及び第8条の3の規定の適用により納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないものとする。

なお、次に掲げる場合等法令の改正によることなく特定日以降納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないので留意する。

- (イ) あらかじめ期間に応じて異なる税率が設定されている場合（例えば、季節関税）における当該期間の経過
- (ロ) 暫定法第7条の3、第7条の5及び第7条の6の規定の適用
- (ハ) 関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）第2条第4項

の規定に基づく関税割当証明書の有効期間の満了

ロ 外国通貨の平価切上げ等に伴い、納付すべき税額が増加するとき。

- (2) 当該貨物を積載した船舶又は航空機が、条約又は法令の改正等が行われる前に、その承認申請がなされた税関官署の管轄する開港(税関空港を含む。以下本項において同じ。)に到着することが確実であり、かつ、その開港又はその他の仕向港の保税地域その他の蔵置場所に陸揚げ又は取卸しした後輸入申告したのでは、法第5条の規定との関係上、税負担が重くなること。

(輸入貨物の本船扱い等の承認申請)

67の2-3-4 令第59条の5第2項に規定する本船扱い、ふ中扱い又は令第59条の6第2項に規定する搬入前申告扱いの承認申請は、当該承認申請に係る輸入申告を行おうとする税関官署に「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱承認申請書」(C-5250)2通(原本、承認書用)を輸入者が異なるごとに提出することにより行い、承認したときは、うち1通に承認印を押印して申請者に交付し、輸入申告の際これを申告書に添付するものとする。また、この承認申請は、円滑な通関事務処理を図る見地から法第15条第1項による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第2項による積荷に関する事項の書面が税関に提出される以前に行うよう指導する。

なお、この承認申請を承認するか否かの審査に当たり必要があると認められる場合には、便宜、この申請の際に輸入申告書を提出することを求め、その事前審査を行って差し支えない。

(搬入前申告の場合の取扱い)

67の2-3-5 前記67の2-3-3の規定により輸入申告書について搬入前申告扱が承認された場合の取扱いについては、次のことに留意する。

- (1) 輸入申告の際に他法令の規定による許可書、承認書等を提出できないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、前記67-3-6において準用する67-1-9の規定にかかわらず、それらの書類が添付されないまま、輸入申告書を一応受理するものとする。
- (2) 輸入申告をする税関官署と仕向港を管轄する税関官署とが異なる場合には、輸入申告書の受理税関官署において輸入申告書を1通多く提出させ、申告書の各葉に「税率改正特別受理」と朱書の上、受理印を押なつし、うち1通を保存し、他を仕向港を管轄する税関官署に送付する。
- (3) 仕向港を管轄する税関官署は、搬入前申告に係る輸入貨物について一般の輸入申告に係る貨物の場合と同様の手続でその通関手続を完了させる。

(本船扱又はふ中扱の承認を受けた貨物に係る輸入申告の具体的な時期)

67の2-3-6 本船扱又はふ中扱の承認を受けた貨物に係る輸入申告の具体的な時期は、当該貨物を積載した船舶の到着以後となるので、留意する。

(特例申告に係る貨物の輸入申告の時期)

67の2-3-7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の2第4項に定める法第15条第1項若しくは第9項の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第2項若しくは第10項若しくは法第18条第4項の規定による積荷に関する事項の書面が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。

(仕入書の記載事項等)

68-3-1 法第68条の規定により、輸入の許可の判断のために提出を求める仕入書は、仕出国の荷送人が仕向国の荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類で、一般に貨物の品名、種類、数量、価格、代金支払方法、当該荷送人及び当該荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称等が記載されているものをいう。

(分割して逐次通関する場合の仕入書等の取扱い)

68-3-3 同一の仕入書等に記載された貨物が分割されて逐次輸入される場合において、法第68条の規定により仕入書等の原本が提出されたの取扱いは、次による。

- (1) 仕入書等の原本は、最後の輸入申告受理税関において徴する。
- (2) それまでの輸入申告受理税関においては、仕入書等の写し1通(前記68-3-1の規定により会計検査院提出用を要する場合には、1通を加える。)を提出させ、原本にはその税関において輸入申告された貨物の数量、価格等を記入のうえ審査印を押なつして返還する。

(異なった税関官署において同時に分割通関する場合の仕入書の取扱い)

68-3-4 輸入者が、同一の仕入書に記載された貨物を分割輸入する場合において、同時期に異なった税関官署に対してその輸入申告を行うためにオーソライズドコピーの発行を求めた場合の取扱いは、次による。

- (1) 輸入申告者に、輸入申告をしようとするいずれかの税関官署に対して仕入書のオーソライズドコピーの発行を受けたい旨の申請をさせ、申請を受けた税関官署は必要部数のオーソライズドコピーを発行する。
- (2) オーソライズドコピーを発行する際には、仕入書の原本及び各オーソライズドコピーに発行税関官署名を明記の上、税関の庁印を押なつするとともに、オーソライズドコピーの適当な余白に一連番号を付する。この場合において、輸入申告を行う税関官署別の輸入数量及び金額が定まっているときは、その旨原本及び各オーソライズドコピーに記載し、各税関官署ごとに輸入数量及び金額が限定されたオーソライズドコピーを発行する。
- (3) オーソライズドコピーを発行した税関官署においては、適宜の台帳を設け、その発行したオーソライズドコピーの枚数、番号、その他所要の事項を記入して整理する。

- (4) 各税関官署別の輸入数量及び金額が不明のまま発行したオーソライズドコピーについては、そのオーソライズドコピーにより通関を認めた税関官署は、それぞれにおける通関数量及び金額をそのオーソライズドコピーを発行した税関に通知する。
- (5) 他の税関官署で発行されたオーソライズドコピーについて、輸入申告者から更に副コピーの発行を受けたい旨の申請があった場合において、その発行を必要とする特別の事情があると認められるときは、その副コピーを発行して差し支えない。この場合の取扱いは、上記(1)から(4)までに準ずる。

(協定税率を適用する場合の原産地の認定基準)

68-3-5 協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、令第4条の2第4項、規則第1条の6及び規則第1条の7によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。

- (1) 令第4条の2第4項各号に定める、「一の国又は地域」とは、外国貿易等に関する統計基本通達別紙第1(統計国名符号表)の国又は地域をいう。
- (2) 物品の生産が二以上の国又は地域にわたる場合は、令第4条の2第4項第2号及び規則第1条の7の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国又は地域を原産地とするものとする。
- (3) 規則第1条の6第6号から第8号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、当該一の国又は地域の旗を掲げて航行する船舶とする。
- (4) 規則第1条の7に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。
- (イ) 天然研磨材料について、その原石を粉砕し、かつ、粒度をそろえる加工
- (ロ) 糖類、油脂、ろう又は化学品について、その用途に変更をもたらし、又はその用途を特定化するような精製
- (ハ) 関税率表の第6部又は第7部の物品について、化学的変換を伴う製造(生物工学的工程、粒径の変更、化学反応、蒸留、異性体分離、混合及び調合(専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合(分散を含み、希釈剤の添加を除く。))であって、その結果として、製品の用途に関係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品の生産が行われるものに限る。)、標準物質の生産、精製を含む。)
- (ニ) 革、糸又は織物類について、染色、着色、シルケット加工、樹脂加工、型押しその他これらに類する加工
- (ホ) 単糸からの ^{ねん} 撚糸の製造
- (ヘ) 関税率表の第68.12項又は第70.19項に属する物品について次に掲げる製造
- i 繊維からの糸の製造

- ii 糸からの織物の製造
- iii 繊維、糸又は織物からの衣類その他の製品の製造
- (ト) 関税率表の第71.01項から第71.04項までに属する加工していない物品からの当該各項に属する物品の製造
- (チ) 合金にすること
- (リ) 金属のくずから金属の塊の製造
- (ヌ) 金属の板、シート又はストリップからの金属のはくの製造
- (ル) 関税率表の第71類(貴金属に限る。)、第74類から第76類まで又は第78類から第81類までに属する物品(インゴット、棒、線その他同表の第72.03項、第72.05項から第72.17項まで、第72.28項又は第73.01項から第73.26項までに掲げる物品の形状のものに限る。)の製造(ただし、同表の第72.03項、第72.05項から第72.17項まで、第72.28項又は第73.01項から第73.26項までにおいて鉄鋼を当該製造の原料又は材料である金属に読み替えた場合において、当該製造前の物品と製造後の物品とが同一の項に属することとなる製造を除く。)
- (フ) 関税率表第96.01項又は第96.02項に属する加工品からの当該加工品と同じ項に属する製品の製造
- (5) 2種類以上の原料又は材料(以下「原材料」という。)を使用した一の国又は地域における製造であって、当該国又は地域を原産地としない物品をその原材料の全部又は一部とした製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみた当該製造が規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工若しくは製造に該当するとき、又は、重要な構成要素となる原材料が当該国若しくは地域を原産地とするものであるときは、当該物品のすべての原材料に対して規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造が行われたとみなすものとする。

なお、重要な構成要素となる原材料からみた当該製造が規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造に該当しないときは、当該重要な構成要素となる原材料の製造において実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国又は地域を原産地とするものとする。

(協定税率を適用する場合の原産地の証明に関する用語の意義)

68—3—6 令第61条第1項第1号及び第2項の用語の意義は、それぞれ次による。

- (1) 「課税価格の総額」とは、協定税率の適用を受けようとする貨物のうち、同一協定税目に属するものの課税価格の総額をいう。

また、同一協定税目に属する貨物を同一人が輸入する場合においては、その貨物を多数に分割して申告しても、「課税価格の総額」は、その全部を合算した額である。

- (2) 「貨物の種類、商標等」とは、貨物の種類、性質、形状又はそれに付された商標、生産国名、製造者名等をいう。
- (3) 「仕入書その他の書類」とは、仕入書のほかメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、検疫証明書、品質又は数量に関する検査証明書、カタログ、パーツ・リスト等の書類をいう。
- (4) 「これに準ずる在外公館」とは、領事事務を行つている大公使館をいう。

(協定税率を適用する場合の原産地認定の方法)

68—3—7 協定税率の適用に当たっての貨物の原産地の認定の具体的な方法は、必要があるときは、まず、令第61条第1項第1号の規定に基づき仕入書その他の書類の提出を求め、下記イ又はロによって行い、これにより難しい場合は、ハからホまでにより、これによっても、なお原産地が明らかでない場合又は協定税率の適用上特に問題があると認められる場合には、同項の規定に基づき原産地証明書の提出を求め、これにより認定を行う。

イ 仕入書その他の書類に記載された製造者名、商標等の表示

ロ 仕入書その他の書類に記載された原産地の表示(例えば、made in U. S. A., product of France等の表示)

ハ 貨物の包装に付された国名、製造者名、商標等の表示(包装容器等が再使用されたもので、内容品の原産地を表示していないと認められる場合を除く。)

ニ 貨物に付されたラベル、ネームプレート、刻印、織込みマーク等による国名、製造者名、商標等の表示

ホ 特定の国においてのみ生産される貨物については、当該国名を明らかにするに足るその種類、性質及び形状

なお、令第61条第1項第1号の規定により原産地証明書の提出を要しないこととされている課税価格の総額が20万円以下の輸入貨物に対する原産地の確認についても、上記により行うこととし、例えば、積出地等から明らかに非適用国の原産でないことが確認できる場合には協定税率を適用して差し支えない。

(原産地証明書の有効性の認定)

68—3—8 原産地証明書の有効性の認定については、次による。

- (1) 原産地証明書は、その証明に係る貨物を生産し、仕入れし、発送し、若しくは積み出した場所(最小行政区画をいう。)にある証明機関が証明したものであることを必要とする。ただし、その場所が地方の町村等であり、その場所に証明機関がない場合には、最寄りの市町村にある証明機関が証明したものでよい。

- (2) 令第 61 条第 2 項《原産地証明書の証明》の原産地証明書の証明については、同項の機関の長の名でされたもののほか、それら機関自体の名でされたものも有効として取り扱う。
- (3) 商業会議所以外の私的な機関で、外国において一般に原産地証明書の発給を認められているものが発給証明した原産地証明書は、令第 61 条第 2 項の規定にかかわらず、国際条約等の趣旨にかんがみ、便宜有効なものとして取り扱う。
- (4) 発行者の署名があり、当該署名が正当であると確認しうる場合は、発行機関の印がなくても有効として取り扱う。
- (5) 原産地証明書に記載されている貨物の名称が、貨物の一般名称を示すものであつても、その証明書が実際に輸入される貨物に係るものであると認められるときは、有効とする。
- (6) 原産地証明書に記載されている貨物の記号、番号等と実際に輸入される貨物の記号番号等とが一致しない場合においても、その一致しない理由が次に掲げるものであると認められ、その証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるときは有効とする。
- イ 原産地証明書の発給時における単純な誤りによる不一致
- ロ 他国を経由して輸入される貨物につき、当該経由国において現物の外装の記号、番号を刷り変えたことによる不一致
- ハ 数量価格の僅少な差異
- (7) 原産地証明書の発行者の署名がスタンプをもつて代えられたものであつても、その発行機関のシールがあるものは有効とする。
- (8) 原産地証明書が提出された場合において、その証明書に記載された原産地が実際に輸入される貨物の原産地を正当に表示していないことが明らかであるときは、当該原産地証明書は有効なものとして取り扱わない。

(原産地証明書の取扱い等)

68—3—9 令第 61 条第 1 項第 1 号の規定による原産地証明書の様式及び提出後の取扱い等については、次による。

- (1) 原産地証明書は、本邦の領事館その他これに準ずる在外公館の発給するものは、原則として「Certificate of Origin」(C—5290) の様式によるものとするが、その他の機関が発行するものにあつては、同条第 2 項の規定による原産地証明書の記載事項を充足したものであれば、その様式を問わない。
- (2) 保税運送貨物について、保税運送の申告の際に原産地証明書の提出があつたときは、写しを併せて提出させ、これによって当該運送貨物の原産地を確認した後、原本に当該運送貨物についての運送申告番号、確認個数及び確認の年月日を裏書し、原本はこれを提出者に返還する。この場合において、写しには確認の年月日を裏書し、到着地税関に送付する「運送承認書写(到着証明用)」(前記 63—6 を参照)に「原産地確認済」の旨を表示する。
- (3) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に入れられる貨物については、

原則として、法第 43 条の 3 第 1 項（第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 10 の規定による申請の際に原産地証明書又はこれに代わるべき書類の提出を行わせ、これらの規定による承認の際に原産地の確認を行う。この場合においては、蔵入承認申請書、移入承認申請書又は総保入承認申請書の下欄「原産地証明書」確認欄にチェックをする。

(4) 1 通の原産地証明書に記載されている貨物が分割して逐次輸入される場合には、最後の輸入申告受理税関において原本を徴するものとし、それまでの申告受理税関においては、原産地証明書の写しを 1 通を徴し、原本には、その税関において輸入告知された貨物の数量を記入のうえ審査印を押なつて返還する。

(5) 輸入者が、1 通の原産地証明書に記載されている貨物を分割輸入する場合において、同時期に異なった税関官署に対してその輸入申告を行おうとするときは、前記 68—3—4 に準ずる。

（指定地外検査の許可を要しない貨物）

69—3—1 次に掲げる貨物については、便宜、法第 69 条第 2 項《指定地外検査の許可》の規定による指定地外検査の許可を要しないものとする。

- (1) 難破貨物
- (2) 刑事訴訟法の規定により押収された貨物
- (3) 令第 25 条第 2 号から第 8 号まで《保税地域外に置くことができる貨物》に掲げる貨物

（輸出貨物についての規定の準用）

69—3—2 輸入貨物についての法第 69 条第 1 項《貨物の検査場所》の規定による検査場所の指定及び令第 62 条《指定地外検査の許可の申請》の規定による指定地外検査の許可の申請の取扱いについては、前記 69—1—1（検査場所の指定）及び 69—1—2（指定地外検査の許可の申請）の規定を準用する。

（他法令による許可、承認等の確認）

70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。

- (1) 法第 70 条第 1 項に規定する他の法令は、別表第 1 の第 1 欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸入の規制に係る主要な条項は、同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については、輸入申告の際に、同表第 3 欄に掲げる許可書又は承認書等により、同項に規定する許可、承認等を受けている旨の証明を求めるものとする。
- (2) 法第 70 条第 2 項に規定する他の法令は、別表第 2 の第 1 欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸入の規制に係る主要な条項は、同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については、税関の審査及び法第 67 条の検査の際に、同表第 3 欄に掲げる証明書等により、同項に規定する

検査の完了又は条件の具備について、その証明を求め確認するものとする。

- (3) 他の法令の規定により提出が必要とされる別表第1の第3欄に掲げる許可書又は承認書等又は別表第2の第3欄に掲げる証明書等について、輸入者より返却の申出がある場合であって、税関が返却することが適当であると認めた場合は、処理済の記載を行った上、輸入許可後に輸入者に返却して差し支えない。
- (4) 別表第1及び別表第2の第3欄に「写し」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。

別表第1

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>イ. 外国為替及び外国貿易法関係</p> <p>(イ) 外国為替令 (昭和55年政令第260号)</p> <p>(ロ) 輸入貿易管理令 (昭和24年政令第414号)</p> <p>ロ. 輸入制限、禁止関係</p> <p>(イ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)</p> <p>(ロ) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律</p>	<p>第6条第2項《支払等の許可》</p> <p>第8条第1項《支払手段等の輸出入の許可》</p> <p>第4条第1項《輸入の承認》</p> <p>第4条第2項《輸入の承認を要しない場合》</p> <p>第26条《鳥獣等の輸入の規制》</p> <p>第3条及び第3条の2《所持の禁止》</p>	<p>第6条第2項の規定により財務大臣又は経済産業大臣が発行した許可証</p> <p>第8条第1項の規定による告示で定めた支払手段等について、同条第2項の規定に基づき財務大臣が交付する「支払手段等の輸入許可証」</p> <p>第4条第1項、第3項及び輸入貿易管理規則 (昭和24年通商産業省令第77号) 第2条第2項《承認の手続等》の規定により経済産業大臣又は税関長が交付する「輸入承認証」 (同規則別表に定める様式のもの)</p> <p>第3条第1項《輸入に関する事項の公表》の規定による公表で定めた確認書等</p> <p>第26条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲 (採取) 証明書」若しくはその写し又は「輸出許可証明書」若しくはその写し (ただし、証明書を発給する政府機関を有しない国 (注) から輸入する場合には証明書は不要である。)</p> <p>(注) 輸出証明書を発給する政府機関を有しない国については、別に連絡する。</p> <p>(1) 輸入物品が銃砲等又は拳銃部品である場合 (下記(3)の場合を除く。) には、都道府県公安委員会が交付する「銃砲所持許可証」等 (第3条第1項第12号又は第14</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>第6号)</p> <p>(ハ)印紙等模造取締法(昭和22年法律第189号)</p>	<p>第3条の4、第3条の5及び第3条の6《輸入の禁止》</p> <p>第4条《許可》</p> <p>第6条《国際競技に参加する外国人に対する許可の特例》</p> <p>第14条《登録》</p> <p>第25条《本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類の仮領置》</p> <p>第1条《輸入等の禁止》</p>	<p>号の規定による届出に係るものは、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第1号に定める様式のもの（届出を受理した旨を記載したものに限り。）、同条第2項の規定による届出に係るものは、同規則別記様式第3号に定める様式のもの、同条第3項又は第3条の2第2項の規定による届出に係るものは、同規則別記様式第5号に定める様式のもの、第4条第1項第1号の規定による許可に係るものは同規則別記様式第29号又は第29号の2に定める様式のもの、同項第2号から第5号の3まで及び第8号から第10号までの規定による許可に係るものは同規則別記様式第30号又は第30号の2に定める様式のもの、第6条の規定による許可に係るものは同規則別記様式第32号又は第32号の2に定める様式のもの）</p> <p>(2) 輸入物品が刀剣類である場合（下記(3)の場合を除く。）には第7条第1項の規定により都道府県公安委員会が交付する「刀剣類所持許可証」（第4条第1項第6号から第10号までの規定による許可に係るものは同規則別記様式第31号に定める様式のもの、第6条の規定による許可に係るものは同規則別記様式第33号に定める様式のもの）</p> <p>(3) 輸入物品が火なわ式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類である場合には、第15条第1項《登録証》の規定により都道府県教育委員会が交付する「銃砲刀剣類登録証」（銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第3号様式に定める様式のもの）又は「登録可能証明書」</p> <p>第1条第2項の規定により財務大臣が交付する「輸入許可書」</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(ニ)大麻取締法 (昭和23年法律第124号)	第4条《輸入等の禁止》	第4条の規定により厚生労働大臣が交付する「大麻輸入許可書」又はその写し
(ホ)毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)	第3条第2項及び第3条の2第2項《輸入の禁止》 第4条《営業の登録》	(1) 第4条に基づき、輸入業者が日本国内で販売又は授与することを目的として輸入する場合 「毒物劇物輸入業登録票」（規則別記第3号様式。登録品目書（品目登録済証）が添付されたもの。以下「登録票」という。）の写し (2) 輸入業者が先に輸入した毒物及び劇物を品質不良等の理由により外国に返品し、再輸入する場合又は先に輸出した毒劇物が品質不良等の理由により輸出先から返送されてきた場合 登録票の写し及び再輸入又は返送品であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。）
(ハ)覚醒剤取締法 (昭和26年法律第252号)	第30条の6第1項《輸入の制限》	第30条の6第1項の規定により厚生労働大臣が交付する「覚醒剤原料輸入許可書」若しくはその写し又は同項ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する「携帯輸入許可書」若しくはその写し
(ト)麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号)	第13条《輸入》 第14条《輸入の許可》 第50条《免許》 第50条の4《準用》 第50条の8《輸入》	(1) 第13条第1項ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する「携帯輸入許可書」又はその写し (2) 第14条第5項の規定により厚生労働大臣が交付する「麻薬輸入許可書」又はその写し (3) 第50条の9第3項から第5項までにおいて準用する第14条第5項の規定により

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
	<p>第50条の9《輸入の許可》</p> <p>第50条の27《業務の届出》</p> <p>第50条の29《麻薬等原料輸入業者の輸入の届出》</p> <p>第50条の31《麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出》</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）</p> <p>第27条《携帯輸入》</p>	<p>厚生労働大臣が交付する「向精神薬輸入許可書」又はその写し</p> <p>(4) 向精神薬輸入業者が、第二種向精神薬又は第三種向精神薬を輸入しようとする場合には、第50条の4において準用する第4条《免許証》の規定により厚生労働大臣が交付する「免許証の写し」</p> <p>(5) 規則別表第一の中欄に掲げる向精神薬であって、その成分たる向精神薬の分量を超えるもの又は同表の中欄に掲げる向精神薬であって注射剤であるものを携帯して輸入する者である場合は、厚生労働省薬事監視員により「確認済」の印が押なつされた「医薬品等輸入報告書」が輸入者から輸入通関の際に提出されることとなっているので、その確認をもって、規則第27条第2項に規定する書類の確認に代える。</p> <p>(6) 麻薬等原料輸入業者が、法第50条29の規定により、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）第8条の2に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸入する場合には、厚生労働省地方厚生（支）局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条の4《輸入及び輸出の届出》に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」又はその写し</p> <p>(7) 麻薬等原料輸入業者が、別表第4に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第8条の2《第50条の29の政令で定める麻薬向精神薬原料》に規定する麻薬向精神薬原料以外のものを輸入する場合には、厚生労働省地方厚生（支）局麻薬取締部長が発行する第50条の27に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書」の写し</p> <p>(8) 麻薬等原料輸入業者以外の者が、規則第45条の5《輸入及び輸出の届出を要しない麻薬向精神薬原料の量》に定める量を超える麻薬向精神薬原料を第50条の31の規定により厚生労働大臣に届け出て輸入する場合には、厚生労働省地方厚生（支）局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条の4に規定する「麻薬向精</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>(f) あへん法(昭和29年法律第71号)</p> <p>(r) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)</p>	<p>第6条《輸入及び輸出の禁止》</p> <p>第12条《製造販売業の許可》</p> <p>第13条《製造業の許可》</p> <p>第14条《医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認》</p> <p>第19条の2《外国製造医薬品等の製造販売の承認》</p> <p>第23条の2《製造販売業の許可》</p> <p>第23条の2の3《製造業の登録》</p> <p>第23条の2の5《医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認》</p>	<p>神薬原料輸入届」又はその写し</p> <p>第6条第1項ただし書に規定する国の委託をうけた者に厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長が交付する「あへん輸入委託証明書」又はその写し又は同条第2項の規定により厚生労働大臣が交付する「けしがら輸入許可書」又はその写し</p> <p>(1) 医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合</p> <p>ア. 第12条第1項の許可を受けた者が第14条第1項又は第19条の2第1項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用医薬品又はその原薬たる医薬品を輸入する場合</p> <p>(ア) 動物用医薬品製造販売業許可証又はその写し</p> <p>(イ) 動物用(外国製造)医薬品製造販売承認指令書又はその写し</p> <p>(ウ) 動物用(外国製造)医薬品製造販売承認申請書における当該医薬品の販売名及び成分が記載された箇所の写し(原薬たる医薬品を輸入する場合に限る。)</p> <p>イ. 第12条第1項の許可を受けた者が第14条第1項又は第19条の2第1項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用医薬部外品を輸入する場合</p> <p>(ア) 動物用医薬部外品製造販売業許可証又はその写し</p> <p>(イ) 動物用(外国製造)医薬部外品製造販売承認指令書又はその写し</p> <p>ウ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用高度管理医療機器、動物用管理医療機器又はその構成部品たる医療機器を輸入する場合</p> <p>(ア) 動物用医療機器製造販売業許可証又はその写し</p> <p>(イ) 動物用(外国製造)医療機器製造販売承認指令書又はその写し</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
	<p>第23条の2の12《製造販売の届出》</p> <p>第23条の2の17《外国製造医療機器等の製造販売の承認》</p> <p>第23条の20《製造販売業の許可》</p> <p>第23条の22《製造業の許可》</p> <p>第23条の25《再生医療等製品の製造販売の承認》</p> <p>第23条の37《外国製造再生医療等製品の製造販売の承認》</p> <p>第56条の2《輸入の確認》</p>	<p>エ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の12第1項の規定に基づき製造販売の届出を行った一般医療機器又はその構成部品たる医療機器を輸入する場合</p> <p>(ア) 動物用医療機器製造販売業許可証又はその写し</p> <p>(イ) 農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押された動物用医療機器製造販売届出書（農林水産省共通申請サービスにより届出を行ったものについては届出の確認番号が表示された画面を書面に出力したもの）又はその写し</p> <p>オ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用体外診断用医薬品又はその原薬たる医薬品を輸入する場合</p> <p>(ア) 動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し</p> <p>(イ) 動物用（外国製造）体外診断用医薬品製造販売承認指令書又はその写し</p> <p>(ウ) 動物用（外国製造）体外診断用医薬品製造販売承認申請書における当該体外診断用医薬品の販売名及び成分が記載された箇所の写し（原薬たる医薬品を輸入する場合に限る。）</p> <p>カ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の12第1項の規定に基づき製造販売の届出を行った動物用体外診断用医薬品又はその原薬たる医薬品を輸入する場合</p> <p>(ア) 動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し</p> <p>(イ) 農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用体外診断用医薬品製造販売届出書（農林水産省共通申請サービスにより届出を行ったものについては届出の確認番号が表示された画面を書面に出力したもの）又はその写し</p> <p>(ウ) 動物用体外診断用医薬品製造販売届出書における当該体外診断用医薬品の販売</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
		<p>名及び成分が記載された箇所の写し（原薬たる医薬品を輸入する場合に限る。）</p> <p>キ．第 23 条の 20 第 1 項の許可を受けた者が第 23 条の 25 第 1 項又は第 23 条の 37 第 1 項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用再生医療等製品又はその原料若しくは材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合</p> <p>（ア）動物用再生医療等製品製造販売業許可証又はその写し</p> <p>（イ）動物用（外国製造）再生医療等製品製造販売承認指令書又はその写し</p> <p>（ウ）動物用（外国製造）再生医療等製品製造販売承認申請書における当該再生医療等製品の販売名並びに構造及び構成細胞又は導入遺伝子が記載された箇所の写し（原料若しくは材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合に限る。）</p> <p>ク．第 13 条第 1 項の許可を受けた者が原薬たる医薬品を輸入する場合</p> <p>動物用医薬品製造業許可証又はその写し</p> <p>ケ．第 23 条の 2 の 3 第 1 項の登録を受けた者が構成部品たる医療機器を輸入する場合</p> <p>動物用医療機器製造業登録証又はその写し</p> <p>コ．第 23 条の 2 の 3 第 1 項の登録を受けた者が動物用体外診断薬の原薬たる医薬品（動物用体外診断用医薬品の製造に用いるものに限る）を輸入する場合</p> <p>動物用体外診断用医薬品製造業登録証又はその写し</p> <p>サ．第 23 条の 22 第 1 項の許可を受けた者が原料又は材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合</p> <p>動物用再生医療等製品製造業許可証又はその写し</p> <p>(2) 第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく確認を受けた者が動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を輸入する場合</p> <p>動物用医薬品等取締規則（平成 16 年農林水産省令第 107 号）第 179 条の 2 に基づ</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(ヌ) 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)	第4条第4項《登録を受ける義務》 第5条《仮登録を受ける義務》 第16条の2《指定混合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出》 第22条《特殊肥料の輸入業者の届出》 第33条の2《外国生産肥料の登録及び仮登録》 第33条の4《外国生産肥料の輸入》 第35条《適用の除外》	<p>き、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長の「輸入確認済」の印が押なつされた「確認済輸入確認申請書」(農林水産省共通申請サービスにより申請を行ったものについては申請に対する輸入確認番号が表示された画面を書面に出力したもの) 又はその写し</p> <p>(3) 第2条第15項に規定する指定薬物を輸入する場合には、厚生労働省において医療用の用途に供するためのものであることの確認がなされた「輸入指定薬物用途誓約書」</p> <p>(1) 輸入物品が第2条第2項《定義》に規定する「普通肥料」である場合は、申請者の別に応じ、次に掲げる書類</p> <p>イ. 輸入業者の申請に係るもの 「登録証」又はその写し又は「仮登録証」又はその写し若しくは登録等を受けた肥料である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」又はその写し(以下「登録証等」という。)</p> <p>ロ. 外国生産業者の申請に係るもの</p> <p>(イ) 外国生産業者自らが輸入する場合「登録証等」又はその写し (ロ) 国内管理人又は輸入業者が輸入する場合その旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」又はその写し</p> <p>(2) 輸入物品が第5条に規定する「指定混合肥料」である場合は、当該指定混合肥料の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」又はその写し</p> <p>(3) 輸入物品が第2条第2項に規定する「特殊肥料」である場合は、当該特殊肥料の輸入業者である旨の都道府県知事の「証明書」又はその写し</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(ル)水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)	第13条第1項《輸入の許可》	第13条第1項の規定により農林水産大臣の許可を要する水産動物及びその容器包装を輸入する場合には、同条第4項の規定により農林水産大臣が交付する「輸入許可証」（水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号）別記様式第2号）又はその写し
(ヲ)砂糖及びでん粉の 価格調整に関する法律 (昭和40年法律第109号)	第5条第3項《輸入に係る指定糖の機構への 売渡し》（第11条第12項、第18条の2第8項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）	第5条第3項（第11条第12項、第18条の2第8項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が交付する「指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、「輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し承諾書」又は「指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し
(リ)畜産経営の安定に 関する法律 (昭和36年法律第183号)	第17条《指定乳製品等の 輸入》 第18条《輸入に係る指 定乳製品等の機構への 売渡し》	(1) 機構の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入する場合には、「指定乳製品等輸入業務委託証明書」又はその写し (2) 第18条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」又はその写し (3) 第18条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」又はその写し
(カ)主要食糧の需給及	第30条《米穀等の輸入	(1) 第34条の規定により納付金を納付して米穀等を輸入する場合には、納入告知書番

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
び価格の安定に関する法律 (平成6年法律第113号)	を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し》 第31条《輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し》 第34条《米穀等の輸入》 第42条《麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し》 第45条《麦等の輸入》 主要食糧の需給及び価格安定に関する法律施行令第8条《納付金の納付手続》	号を記載した「米穀等輸入納付金納付申出書」の写し、及び「領収証書」 なお、「米穀等輸入納付金納付申出書」が地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し また、変更申出があった場合には、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」 なお、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」及び「米穀等輸入納付金決定通知書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し (2) 第30条第2項の規定により政府の委託を受けた者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入米穀（等）買入委託契約書」の写し (3) 第31条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入米穀（等）の特別売買契約書」の写し (4) 第42条第5項において準用する第30条第2項の規定により政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入麦（等）買入委託契約書」の写し (5) 第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入麦（等）の特別売買契約書」の写し (6) 第45条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する場合には、納入告知書番号

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(エ)火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)	第24条第1項《輸入の許可》	<p>を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し及び「領収証書」</p> <p>ただし、暫定法第8条の2第3項に規定する特別特惠受益国を原産地とする麦等を輸入する場合には、その旨を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し(「領収証書」の発行はない)</p> <p>なお、「麦等輸入納付金納付申出書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し</p> <p>また、変更申出があった場合には、「麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」</p> <p>なお、「麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書」及び「麦等輸入納付金決定通知書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し</p> <p>第24条第1項の規定により都道府県知事が交付する「火薬類輸入許可書」又はその写し</p>
(カ)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)	<p>第3条《製造等の届出》</p> <p>第4条《審査》</p> <p>第5条《製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等》</p> <p>第6条《製造等の制限》</p>	<p>(1) 輸入物品が附則第2条第4項《既存化学物質名簿》に規定する既存化学物質名簿に記載された既存化学物質の場合には、当該化学物質に係る官報告示の類別整理番号が輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。</p> <p>(2) 輸入物品が次に掲げる化学物質の場合には、当該化学物質に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号がそれぞれ輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。</p> <p>イ. 第4条第5項の規定によりその名称が公示された新規化学物質</p>

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
	<p>第7条《外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等》</p> <p>第22条《輸入の許可》</p>	<p>ロ. 第2条第9項《定義等》の規定によりその名称が公示された同条第4項に規定する監視化学物質及び同条第5項に規定する優先評価化学物質</p> <p>(3) 輸入物品が第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の場合には、第22条第1項の規定による経済産業大臣の許可書又はその写し。ただし、同項ただし書に規定する試験研究のために当該物質を輸入する場合には、その旨を記載した輸入者が作成した書面又はその写し</p> <p>(4) 輸入物品が第2条第3項に規定する第二種特定化学物質の場合には、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第2条《第二種特定化学物質》各号に掲げる当該化学物質のごとの号番号が輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。</p> <p>(5) 輸入物品が第2条第6項に規定する新規化学物質の場合</p> <p>イ. 第4条第1項若しくは第2項又は第5条第8項の規定により第4条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し。ただし、第4条第5項の規定により当該新規化学物質の名称が公示され又は第2条第4項に規定する監視化学物質若しくは同条第5項に規定する優先評価化学物質に該当する旨の指定がされた後においては、上記(2)までの規定による。</p> <p>ロ. 第3条第1項第2号及び同項第3号に規定する試験研究のため又は試薬として用いられる場合には、その旨を記載した輸入者が作成した書面又はその写し</p> <p>ハ. 第3条第1項第4号の確認を受けた新規化学物質（中間物等新規化学物質）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し</p> <p>ニ. 第3条第1項第5号の確認を受けた新規化学物質（少量新規化学物質）の場合</p>

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>(レ)郵便切手類模造等取締法(昭和47年法律第50号)</p> <p>(リ)アルコール事業法(平成12年法律第36号)</p>	<p>第1条</p> <p>第16条《輸入の許可》 第17条《輸入者の限定》</p>	<p>には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における受付コードごとの輸入・製造に係る累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面又はその写し</p> <p>ホ．第3条第1項第6号の確認を受けた新規化学物質（高分子化合物）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し</p> <p>ヘ．第5条第4項の確認を受けた新規化学物質（低生産量新規化学物質）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における受付コードごとの輸入・製造に係る累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面又はその写し</p> <p>ト．第7条第2項において準用する第4条第1項又は第2項の規定により同条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し（当該通知を受けた者とインボイスに記載された輸出者が異なる場合にあっては、当該通知書の写し及び当該通知を受けた者が作成した第三者を輸出者とする旨の証明書）。ただし、第7条第2項において準用する第4条第5項の規定により当該新規化学物質の名称が告示された後においては、上記(2)の規定による。</p> <p>第1条第2項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」（郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和47年郵政省令第31号）附録様式2に定める様式のもの）</p> <p>(1) アルコール分が90度以上のアルコールを業として輸入する場合には、経済産業大臣が交付する「アルコール輸入事業許可書」の写し</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
号) (ツ)石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和50年法律第96号) (ネ)農薬取締法(昭和23年法律第82号)	第16条《登録》 第3条第1項《農薬の登録》	(2) 第17条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者がアルコールを輸入しようとする場合には、経済産業大臣が交付する「アルコール試験研究輸入承認書」又はその写し及び「アルコール試験研究輸入承認申請書」又はその写し 第15条第2項《登録及びその通知》の規定により経済産業大臣が交付する「石油輸入業者登録通知書」の写し (1) 輸入物品が第2条《定義》に規定する農薬である場合には、第3条第9項の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」若しくはその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の写しに原本の記載と相違ない旨の証明がされたもの若しくはその写し(輸入者と登録票の名義人が異なる場合には、これらの書類及び「委任状」又はその写し) (2) 輸入物品が第34条《外国製造農薬の登録》に規定する農林水産大臣の登録を受けた外国製造農薬である場合には、当該輸入物品の容器の同条第6項において準用する第16条《製造者及び輸入者の農薬の表示》の規定による表示、同項において準用する第3条第9項の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」若しくはその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の写しに原本の記載と相違ない旨の証明がされたもの若しくはその写し(輸入者と登録票の名義人が異なる場合には、これらの書類及び「委任状」又はその写し) (3) 輸入物品が「農薬取締法第3条第1項の登録を要しない場合を定める省令」(平成15年農林水産省・環境省令第2号)で定める物品である場合には、農林水産省消

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>(ナ) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第78号)</p>	<p>第4条《飼養等の禁止》 第5条《飼養等の許可》 第7条《輸入の禁止》 第25条《輸入のための証明書の添付等》</p>	<p>費・安全局農産安全管理課の確認済印が押印された「農薬輸入願」又はその写し</p> <p>(1) 輸入物品が第2条《定義》に規定する特定外来生物である場合 第5条の規定により主務大臣が交付する飼養等許可証又はその写し及び第25条に基づく当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書</p> <p>(2) 輸入物品が第25条に規定する輸入のための証明書の添付が必要であって、特定外来生物及び第21条《輸入の届出》に規定する未判定外来生物以外の生物（生きているものに限る。）である場合 当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書</p>
<p>(ニ) 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)</p>	<p>第56条の4《一種病原体等の輸入の禁止》 第56条の12《二種病原体等の輸入の許可》</p>	<p>(1) 特定一種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の4ただし書きの規定により厚生労働大臣が交付する「特定一種病原体等輸入指定証」又はその写し</p> <p>(2) 二種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の14において準用する第56条の10の規定により厚生労働大臣が交付する「二種病原体等輸入許可証」（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）別記様式第11に定める様式のもの）又はその写し</p>
<p>(ホ) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)</p>	<p>第55条《製造等の禁止》</p>	<p>(1) 輸入物品が労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項に規定する有害物等（下記の(2)を除く。）である場合には、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第46条第2項の規定により都道府県労働局長が交付する「製造等禁止物質輸入許可証」（同規則様式第4号の2）の写し</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>(ウ)特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (令和2年法律第79号)</p>	<p>第11条《特定第二種水産動植物等に関する規制》</p>	<p>(2) 輸入物品が石綿又は石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物である場合には、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第47条第2項の規定により都道府県労働局長が交付する「石綿等輸入許可証」（同規則様式第5号）の写し</p> <p>(1) 特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物）が法の施行日以降に採捕され輸入される場合（個人用の場合、無償サンプルに該当する場合、再輸入の場合又は無償の救じゅつ品の場合を除く。）</p> <p>ア．特定第二種水産動植物等が旗国（これを採捕した漁船の旗国をいう。以下、本表において同じ。）以外の第三国を経由せずに輸入される場合 旗国の政府機関が発行する「適法採捕証明書」又はその写し</p> <p>イ．特定第二種水産動植物等が旗国以外の第三国を経由し、当該第三国で加工され輸入される場合 旗国の政府機関が発行する「適法採捕証明書」又はその写し及び当該第三国で加工されたことを証する当該第三国の政府機関その他これに準ずるものが発行した加工申告書又はその写し</p> <p>ウ．特定第二種水産動植物等が旗国以外の第三国を経由し、当該第三国で加工されずに輸入される場合 旗国の政府機関が発行する「適法採捕証明書」又はその写し及び第三国において荷卸し、積替え又は保管以外の措置が講じられておらず、かつ、当該第三国の政府機関その他これに準ずるものの管理下に置かれていたことを証する書類又はその写し</p> <p>(2) 特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産</p>

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
		<p>動植物)が法の施行日前に採捕され輸入される場合又は養殖され輸入される場合(個人用の場合、無償サンプルに該当する場合、再輸入の場合又は無償の救じゅつ品の場合を除く。)</p> <p>当該事実を証する書類又はその写し</p>

別表第2

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
<p>イ. 食品衛生法 (昭和22年法律第233号)</p>	<p>第6条《販売等を禁止される食品及び添加物》</p> <p>第10条第2項《病肉等の販売等の禁止》</p> <p>第11条</p> <p>第12条《添加物等の販売等の制限》</p> <p>第13条第2項《食品等の規格及び基準》</p> <p>第16条《有毒有害な器</p>	<p>(1) 第27条の規定により厚生労働省食品衛生監視員が交付する「食品等輸入届書」の届出済証又はその写し(当該届出書に「輸入食品等届出済」印が押なつされたもの。ただし、第26条又は第28条の規定により検査が実施されたものについては、「輸入食品等届出済」印のほか「合格証」印が押なつされる。)</p> <p>(2) 食品衛生法施行規則の別表第12に掲げる食品等については、「食品等輸入届書の写し」</p>

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
ロ. 植物防疫法 (昭和25年法律第151号)	具又は容器包装の販売等の禁止》 第18条第2項《器具又は容器包装の規格・基準の制定》 第26条《検査命令》 第27条《食品等の輸入の届出》 第28条《報告徴収、検査及び収去》 第68条《おもちゃ及び営業以外の食品供与施設への準用規定》 食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号)第32条第1項及び第3項《輸入の届出》 第6条《輸入の制限》 第7条第1項《輸入の禁止》 第8条《輸入植物等の検査》	(1) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第19条《証明書の交付》第1項又は第2項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物等輸入認可証印」（同規則第8号様式(イ)に定めるもの若しくは添付した「植物等輸入認可証票」（同規則第8号様式(ロ)に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「植物等輸入認可証明書」（同規則第8号様式(ハ)に定めるもの）

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
		<p>式(ハ)に定めるもの) 又はその写し</p> <p>イ 第8条第1項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物(注)及びその容器包装</p> <p>ロ 第7条第1項に規定する輸入禁止品</p> <p>ハ 同規則第14条に規定する種苗で同規則第16条の規定により隔離栽培のために送付されるもの</p> <p>(注) 農林水産大臣が指定した場合には、別に連絡する。</p> <p>(2) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれぞれに掲げる証明書等又はその写し、又は「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(同規則第4号様式に定めるもの)の写しで「植物等輸入認可証印」を押印したもの又はその写し</p> <p>イ 木材「木材輸入認可証明書」</p> <p>ロ 穀類等「穀類等輸入認可証明書」</p> <p>ハ 種苗「種苗輸入認可証明書」</p> <p>ニ 青果物「青果物輸入認可証明書」</p> <p>ホ 木材こん包材(検査の対象とならない木材こん包材を除く。) 「木材こん包材輸入認可証明書」並びに「消毒(廃棄)計画書」又は「輸送後消毒(廃棄)申請書」</p> <p>へ 検疫指定物品「検疫指定物品輸入認可証明書」</p> <p>ト アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」</p> <p>(3) 輸入物品が第8条第1項の検査の対象となる植物又は検疫指定物品及びそれらの容器包装であって、前記(1)から(2)までに掲げる物品以外である場合には、第9条第5項及び同規則第19条第1項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
ハ．狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	第7条《輸出入検疫》	<p>に押印した「植物等検査合格証印」(同規則第7号様式(イ)に定めるもの)若しくは添付した「植物等検査合格証票」(同規則第7号様式(ロ)に定めるもの)又は当該輸入者に交付した「植物等検査合格証明書」(同規則第7号様式(ハ)に定めるもの)又はその写し</p> <p>犬等の輸出入検疫規則(平成11年農林水産省令第68号)第9条((検疫証明書等))の規定により家畜防疫官が交付する証明書</p> <p>(1) 犬 「犬の輸入検疫証明書」(同規則様式第五号の一に定めるもの)又はその写し</p> <p>(2) 第2条第1項第2号に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書」(同規則様式第5号の2に定めるもの)又はその写し</p>
ニ．家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	第36条《輸入禁止》 第37条《輸入のための検査証明書の添付》 第40条《輸入検査》 第42条《郵便物としての輸入》	<p>(1) 輸入物品が第36条第1項各号に掲げる物品である場合には、第40条第2項に規定する検査の結果、第44条第2項《輸入検疫証明書の交付等》及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第51条《輸入検疫証明書等》の規定により農林水産省動物検疫所が交付する「輸入検疫証明書」(同規則別記様式第24号に定めるもの)又はその写しが輸入者から輸入通関の際に提出されることとなっているので、その確認をもって、第36条第1項ただし書に規定する許可の確認に代える。</p> <p>(2) 輸入物品が、第37条に規定する指定検疫物である場合には、第44条第1項及び同規則第51条の規定により農林水産省動物検疫所が交付する「輸入検疫証明書」又はその写し(同規則別記様式第24号に定めるもの)(指定検疫物が郵便物又は携帯品として輸入される場合には、当該輸入物品の容器包装に押なつされた「検疫済」(同</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
<p>ホ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)</p>	<p>第54条《輸入禁止》 第56条の2《輸入届出》</p>	<p>規則別記様式第28号の1に定めるもの)のスタンプ)を確認することとし、第37条本文に規定する輸出国の検査証明書又はその写しの確認を要しない。</p> <p>(1) 輸入物品が、第54条に規定する「指定動物」である場合には、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成11年農林水産省令第83号)第10条第1項《輸入検疫証明書の交付》の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検疫証明書」(同規則別記様式第3号に定めるもの)又はその写し</p> <p>(2) 輸入物品が、第56条の2に規定する「届出動物等」である場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第29条第6項《輸入届出》の規定により検疫所の長が交付する「届出受理証」(同規則別記様式第3に定めるもの)又はその写し</p>
<p>ヘ. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)</p>	<p>第3条《適用除外》 第22条《輸入》</p>	<p>(1) 第22条第1項及び一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第45条第3項《輸入検査の申請等》若しくは同規則第45条の2第1項《協会等が行なう輸入検査の申請等》若しくは同条第3項の規定により都道府県知事若しくは高圧ガス保安協会若しくは指定輸入検査機関が交付する「輸入検査合格証」又はその写し又は第22条第1項及び同規則第45条第1項に規定する「輸入検査申請書」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された当該申請書又はその写し(当該申請書は、都道府県知事が輸入検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断した場合に発行されるものである)ので留意する。)</p> <p>(2) 輸入物品が次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、それぞれに定める証明書等</p> <p>イ. 同規則第46条第1項《検査を要しない輸入高圧ガス》に規定する緩衝装置内</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
		<p>における高圧ガスである場合</p> <p>「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</p> <p>ロ．同規則第46条第2項第1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合</p> <p>「自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</p> <p>ハ．同規則第46条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスである場合（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。）</p> <p>「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</p> <p>ニ．同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器内における高圧ガスである場合</p> <p>高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し又は「相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書」若しくはその写し</p> <p>ホ．同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認天然ガス自動車装置用容器内における高圧ガスである場合</p> <p>「相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</p> <p>ヘ．同規則第46条第2項第5号に規定する航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器内における高圧ガスの場合</p> <p>輸出耐空証明書若しくはその写し又は航空機メーカーの部品表若しくはその写し等</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
<p>ト．医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)</p>	<p>第12条《製造販売業の許可》 第13条《製造業の許可》 第14条《医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認》 第14条の9《製造販売の届出》 第19条の2《外国製造医薬品等の製造販売の承認》 第23条の2《製造販売</p>	<p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号（(適用除外)）の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」又はその写し (注) 前記(2)に掲げる証明書等の確認ができない場合、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p> <p>輸入物品が動物用医薬品等以外の医薬品等である場合 (1) 輸入する場合（下記の(2)及び(3)を除く。） イ．第12条、第23条の2又は第23条の20に基づき、製造販売業許可を受けた業者（以下「製造販売業者」という。）が製造販売のために医薬品等を輸入する場合 規則第94条、第114条の56及び第137条の56の規定に基づく「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売認証書」の写し、又は「医薬品等製造販売届書」の写し、及び「製造販売業許可証」の写し 当該書類の内容に変更が生じた場合には変更後の「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売認証書」の写し、又は「医薬品等製造販売届書」の写し、及び「製造販売業許可証」の写し ロ．第13条、第23条の2の3又は第23条の22に基づき、製造許可又は登録を受けた業者（以下「製造業者」という。）が製造するために輸入する場合</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
	<p>業の許可》</p> <p>第23条の2の3《製造業の登録》</p> <p>第23条の2の5《医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認》</p> <p>第23条の2の12《製造販売の届出》</p> <p>第23条の2の17《外国製造医療機器等の製造販売の承認》</p> <p>第23条の2の23《指定高度管理医療機器等の製造販売の認証》</p> <p>第23条の20《製造販売業の許可》</p> <p>第23条の22《製造業の許可》</p> <p>第23条の25《再生医療等製品の製造販売の承認》</p> <p>第23条の37《外国製造</p>	<p>規則第95条、第114条の57及び第137条の57の規定に基づく「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売認証書」の写し、「医薬品等製造販売届書」の写し、又は「原薬等登録原簿登録証」の写し、及び「製造業許可証」の写し</p> <p>当該書類の内容に変更が生じた場合には変更後の「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売認証書」の写し、「医薬品等製造販売届書」の写し、又は「原薬等登録原簿登録証」の写し、及び「製造業許可証」の写し</p> <p>ハ. 第56条の2第1項の規定に基づく確認を受けた者が医薬品等を輸入する場合</p> <p>規則第218条の2の2の規定に基づき、厚生労働大臣が確認して交付する「輸入確認証」又はその写し</p> <p>(2) 製造販売業者又は製造業者が、令第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により医薬品等を輸出するために輸入する場合</p> <p>規則第265条、第265条の2及び第265条の3の規定に基づく「輸出用医薬品等製造・輸入届書」（規則様式第114、第114の2(1)、第114の2(2)及び第114の3）の写し、及び当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（規則様式第6）の写し</p> <p>(3) 製造販売業者又は製造業者が再輸入する場合</p> <p>イ. 製造販売業者が先に輸入した外国製造製品（修理等の目的で外国に輸出したもの）を再輸入する場合</p> <p>当初の輸入の際の規則第94条、第114条の56及び第137条の56の規定に基づく(1)イ.と同様の書類及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。）</p> <p>ロ. 製造業者が医薬品等を製造するために輸入した外国製造製品（修理等の目的で外国に輸出したもの）を再輸入する場合</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
	<p>再生医療等製品の製造販売の承認》 第56条の2《輸入の確認》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 （昭和36年政令第11号） 第74条《輸出用医薬品等に関する特例》 第74条の2《輸出用医療機器等に関する特例》 第74条の3《輸出用再生医療等製品に関する特例》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 （昭和36年厚生省令第</p>	<p>当初の輸入の際の規則第95条、第114条の57及び第137条の57の規定に基づく(1)ロ.と同様の書類及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。） ハ. 製造販売業者又は製造業者が先に輸出した自社の医薬品等が、品質不良等の理由により輸出先から返送されてきた場合 「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売届書」の写し、「医薬品等製造販売認証書」の写し又は「輸出用医薬品等製造・輸入届出書」（規則様式第114、第114の2(1)、第114の2(2)及び第114の3）の写し、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（規則様式第6）の写し及び返送品であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。）</p>

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
	<p>1号)</p> <p>第94条《製造販売のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続》</p> <p>第95条《製造のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続》</p> <p>第114条の56《製造販売のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る手続》</p> <p>第114条の57《製造のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る手続》</p> <p>第137条の56《製造販売のための再生医療等製品の輸入に係る手続》</p> <p>第137条の57《製造のための再生医療等製品</p>	

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
チ．労働安全衛生法 （昭和47年法律第57号）	の輸入に係る手続》 第 218 条の 2 の 2 《輸入の確認の申請》 第 265 条 《輸出用医薬品等に関する届出》 第 265 条の 2 《輸出用医療機器等に関する届出》 第 265 条の 3 《輸出用再生医療等製品に関する届出》 第55条《製造等の禁止》	輸入物品が石綿障害予防規則第46条の2第1項の規定及び告示に規定する珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類似する板状の製品である場合には、分析結果報告書の写し及びその添付書類の写し

(原産地の虚偽表示等に関する用語の意義)

71—3—1 法第 71 条にいう「原産地」、「直接若しくは間接に」、「偽った表示」及び「誤認を生じさせる表示」の意義は、それぞれ次による。

(1) 「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産又は製造された国又は地域（以下この項において「国等」という。）をいい、その認定基準及び認定の具体的な方法は、原則として令第 4 条の 2 第 4 項、規則第 1 条の 6 及び第 1 条の 7 並びに前記 68—3—5 から 68—3—7（ハ及びニに係る部分を除く。）までの規定を準用する。ただし、香港及びマカオの製品について原産地を中華人民共和国との表示を行った場合であっても虚偽表示として扱わないものとする。

この場合において規則第 1 条の 7 ただし書に規定する「単なる部分品の組立て」とは、簡単な締付具（例えば、ねじ、ボルト、ナット等）、^{びょう} 鋸接、溶接等の簡単な組立て操作により、当該完成品の部分品を組み立てることをいう。ただし、当該貨物の品質、性能に重大な影響を伴うような組立てを除く（例えば、卓上型電子計算機、時計の部分品セットの組立て等は「単なる部分品の組立て」とは認めない。この場合において、真正な原産地を表わす表示は、「〇〇（国等の名称）で組み立てられたものである」旨（例えば、「assembled in 〇〇」、「組立〇〇」）を表示するものとする。）。)

(2) 「直接若しくは間接に」とは、偽った表示又は誤認を生じさせる表示が輸入貨物自体に直接的に又は輸入貨物の容器、包装等に間接的に表示されていることをいう。

(3) 「偽った表示」とは、貨物に原産地以外の国等において生産されたことを示す表示をいう（例えば、「Made in 〇〇」、「Produced in 〇〇」、「Fabricated in 〇〇」のように、貨物の原産地以外の国名等が当該貨物の原産地を表わす文句とともに表示されている場合をいう。）。)

ただし、輸入貨物が部分品、容器、包装、ラベル等である場合において、当該部分品を材料として製造される物品、当該容器に入れられる物品、当該包装により包装される物品、当該ラベルが貼付される物品等の原産地が当該輸入貨物に表示され、当該原産地が当該輸入貨物の原産地と異なるときは、当該輸入貨物の輸入者（輸入の委託者を含む。）から必要に応じそのような用途に使用する旨の誓約書を提出させる等によりその用途を確認の上、「原産地を偽った表示」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。

(4) 「誤認を生じさせる表示」とは、虚偽の原産地が必ずしも明白に表示されてはいないが、一般的、客観的にみて原産地の誤認を生じさせるような表示がされていることをいう。

(関税法第 71 条及び第 78 条の適用範囲)

71—3—2 輸入者（輸入の委託者を含む。以下この項において同じ。）の個人的な使用に供すると認められる貨物及び注文の取集めのための見本又は製作上の手本として使用される見本若しくは試作品（以下「商品見本等」という。）

については、関税法第 71 条《原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入》及び第 78 条《原産地を偽った表示等がされている郵便物》規定の趣旨に鑑み当該規定を適用しないこととしてさしつかえない。

ただし、原産地について偽った又は誤認を生じさせる表示のある商品見本等については、必要に応じ、輸入者に対し、「じ後、当該表示と同一の表示を付した商品を輸入する場合には、同条に該当することとなる」旨を適宜の方法により連絡しておくものとする。

(直接若しくは間接に偽った表示等)

71—3—3 輸入貨物が容器入りのもの又は包装されたもの等である場合において、当該貨物自体又は容器若しくは包装等のいずれかに当該貨物の原産地以外の国、地域及び都市等の名称（以下「国名等」という。）がその原産地として表示され又はその原産地を誤認させる表示がされているときは、「偽った表示又は誤認を生じさせる表示」に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する表示は、原則として「誤認を生じさせる表示」として取り扱う。ただし、当該表示以外に真正な原産地を表わす明確な表示があり、その大きさ、表示場所等が当該表示の大きさ、表示場所等に比し妥当であると認められるときは、当該表示は「誤認を生じさせる表示」に該当しないものとして取り扱う。

イ 貨物の原産地以外の国名等が表示されている場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 単に当該国名等が表示されているとき。

(ロ) 当該国名等をその一部として用いた商標等が表示されていると

(ハ) 当該国名等が、貨物の輸出国を示す字句等、原産地を示すものと誤認される字句とともに表示されているとき（例えば、当該国名が「Imported from ○○」、「Licensed by ○○」のように表示されている場合）。

(ニ) 貨物の原産地以外の国名等が当該貨物の製造に使用された原材料の原産地として表示されているとき（例えば、当該国名が、「Yarn」、「Material」、「Fabric」等の字句の後に「Made in ○○」のように表示されている場合）。

ロ 会社名又は商標その他の図柄等が表示されている場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 貨物の原産地以外の国の国旗若しくはその図案又はそのような国旗若しくはその図案を用いた商標その他の図柄が表示されているとき。

(ロ) 一般に貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称、又は一般に貨物の原産地のものでないと認められる商標その他の図柄が表示されているとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(i) 輸入貨物に本邦の輸入発売元である者の名称又は商標等が表示されている場合であつて、当該表示が輸入発売元の表示であることが

明確にされているとき。

(ii) 輸入貨物が、その輸入者（輸入の委託者を含む。以下この項において同じ。）が社用又は宣伝用に使用するために外国のメーカーに注文した物品であって、当該輸入者の名称、商標等が表示されているとき（例えば、輸入者たる本邦のホテルがその宿泊客に供するタオルを外国のメーカーに注文した場合であって、当該輸入タオルに当該ホテルの名称が表示されているとき）。

(ハ) 輸入貨物の原産地以外の特定の国等の特産品であると一般的に認められている貨物の名称が表示されているとき（例えば、本邦以外の国等を原産地とする絹織物に「大島紬」等の表示がなされている場合）。

(2) 前記(1)（ただし書を除く。）の適用に当たっては、前記 71—3—1(3)ただし書規定を準用する。

(3) 後記 71—3—4 により「誤認を生じさせる表示」に該当しない表示又はその他前記(1)の「誤認を生じさせる表示」以外の表示であつても、それらの表示が2種類以上表示されている等、それらの表示を総合的にみた場合に、その原産地について一般的に誤認を生じさせる可能性が強いと判断されるときは、「誤認を生じさせる表示」として取り扱うものとする。

（誤認を生じさせる表示に該当しない表示）

71—3—4 次のいずれかに該当する表示は原則として、「誤認を生じさせる表示」に該当しないものとして取り扱う。

(1) 貨物の原産地以外の国名等の表示が、貨物の流行、型又は品質、性能等を表現するような字句と併記されている場合で、当該字句が明確に表示されているとき（例えば、貨物の原産地以外の国名等が「Fashion in ○○」、「Mode in○○」、「○○Style」、「○○Patent NO…」のように表示されている場合）。

(2) 貨物の原産地以外の国の著名な風景等が表示されている場合。

(3) 貨物の原産地以外の国の文字を使用した説明文又は広告文等が表示されている場合。

（関税法令上の原産地と他の法令に基づく表示が相違する場合）

71—3—5 関税法令上の原産地と食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）等他の法令に基づく原産地の表示とが相違する場合であつて、当該他の法令に基づき原産地の国等の表示が義務付けられており、当該他の法令に基づく適正な表示であると認められるときは、関税法第 71 条又は第 78 条の虚偽表示貨物には該当しないこととして差し支えない。

（法第 71 条第 2 項又は第 78 条第 1 項の規定による「通知」の方法等）

71—3—6 法第 71 条第 2 項又は第 78 条第 1 項の規定による通知は、当該通知に係る輸入貨物の検査を行った税関官署から輸入者（輸入の委託者を含む。）に口頭で行うものとし、また、第 71 条第 2 項の規定による指定する「期間」

は、偽った表示等の抹消若しくは訂正又は積みもどしに通常要する期間とする。なお、当該期間について特に支障がないと認められる場合には、輸入者（輸入の委託者を含む。）から聴取した期間として差し支えない。

（偽った表示等がなされている場合の当該表示の抹消等）

71—3—7 「偽った表示」又は「誤認を生じさせる表示」に該当する表示が付された貨物について、法第 71 条第 2 項又は第 78 条第 2 項の規定に基づき行われる当該表示の抹消又は訂正は、当該貨物の輸入後容易に再訂正される等単に通関のための措置と認められるものであってはならない。

（輸入許可に際しての納税の確認等）

72—3—1 法第 72 条《関税等の納付と輸入の許可》の規定による関税等の納付の確認及び関税等が納付された場合におけるその収納済額の登記については、前記 9 の 4—6（関税の納付の確認）及び 9 の 4—7（収納済額の登記）による。

（輸入許可前引取りの承認申請）

73—3—1 法第 73 条第 1 項《輸入の許可前における貨物の引取り》の規定による輸入許可前引取りの承認申請は、「輸入許可前貨物引取承認申請書」（C—5400）2 通（原本、承認書用）を提出することにより行わせ、承認をしたときは、うち 1 通（承認書用）に承認印（C—5006）を押なつして申請者に交付する。

なお、この場合の申請に際しては、前記 7—4（納税申告の方法）の規定による輸入（納税）申告書とは別に、更に統計用として輸入（納税）申告書 1 通を添付させるものとする。

（輸入許可前引取りの承認の基準）

73—3—2 輸入許可前引取りの承認の申請があったときは、法第 73 条第 2 項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるにかかわらず、その承認をして差し支えない。

特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取りの承認をして差し支えないので、留意する。

(1) 税関側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合

- イ 新規輸入品である等の理由により課税標準の審査に日時を要する場合
- ロ 分析、検定を要する等の理由により関税率表の分類の審査に日時を要する場合
- ハ 免税に該当するかどうかの審査に日時を要する場合
- ニ セットとして課税すべき貨物につき、その一部が未到着である等の理由により分割して輸入申告がされた場合

(2) 申告者側において、特に引取りを急ぐ理由があると認められる次のような場合

- イ 輸入貨物が消散、漏洩、変質又は損傷のおそれがあるものである場合
 - ロ 輸入貨物が動植物、貴重品、危険物等である場合
 - ハ 輸入貨物が報道用の写真又はフィルムである場合
 - ニ 展示会等に出品のため時間的制約がある場合
 - ホ 輸入貨物である原料の在庫がなく、工場の操業等に支障をきたす場合
 - ヘ 設計その他都合により工場管理面に支障をきたす場合
 - ト その他取引先への納期が切迫している等の場合
- (3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合
- イ インボイスがプロフォーマーであること、又は契約が揚地ファイナルであること等の理由により、課税標準の決定に日時を要する場合
 - ロ E P A 税率の適用のために必要とされる締約国原産地証明書等（令第 61 条第 8 項に規定する運送要件証明書を除く。）又は協定税率若しくは特惠税率の適用のために必要とされる原産地証明書の提出が遅れる場合（E P A 税率の適用の場合には令第 61 条第 4 項の規定により税関長が認めた場合に限り、特惠税率の適用の場合には関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書の承認を受けた場合に限る。）
 - ハ 免税関係書類を整えるために日時を要する場合
 - ニ その他法第 68 条の規定により提出を求められた輸入申告の内容を確認するための必要書類の提出が遅延する場合
- (4) その他次のような場合
- イ 作業終了届の一括提出を認められた保税作業による製品を輸入する場合において、その作業終了届の提出が遅延する場合
 - ロ 試運転用の燃料油、助燃剤又は潤滑油を船舶に積み込む場合
 - ハ その他税関長が許可前引取を承認すべきやむを得ない理由があると認める場合

（輸入許可前引取りの承認に係る担保額）

73—3—3 輸入許可前引取りの承認に係る担保額については、次による。

- (1) 輸入（納税）申告に係る税額（賦課課税方式の場合には、輸入申告に係る課税標準を基礎として算出した税額。以下この項において「申告税額」という。）について税額の決定に特に問題がないと認められる場合には、当該申告税額とする。
- (2) 上記(1)以外の場合には、原則として申告税額の 10%増の額。ただし申告税額と正当と認められる税額との差が明らかに 10%を越えると認められる場合には、当該正当と認められる税額に相当する額とする。

（輸入許可前引取りの承認後の処理）

73—3—4 輸入許可前引取りを承認した貨物については、その後できるだけ速やかに検査、鑑定その他の事務処理を行い、いたずらに関税の納期限延長の結果とならないよう留意する。承認後長期間（価格交渉が長期化するなど特

別な取引実態が認められる場合を除き原則 3 月) を経過しても輸入許可に至らないものについては、その理由を明らかにし、その輸入許可の促進を図るよう措置する。

第 3 節の 2 輸入申告の特例

(輸入申告の特例)

67 の 19-1 法第 67 条の 19 の規定の適用を受ける輸入申告（以下「特例輸入申告」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 特例輸入申告が行われた税関官署（以下この項において「申告官署」という。）と当該特例輸入申告に係る貨物が置かれている場所を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が異なる場合における取扱いは、次による。

① 蔵置官署は申告官署から引継ぎを受けて、特例輸入申告に係る貨物の検査（貨物確認を含む。以下この項において同じ。）を行うものとし、当該検査に係る検査指定は蔵置官署において行う。

② 蔵置官署と申告官署は、特例輸入申告に係る貨物の検査に関し、必要に応じて相互に協議を行うものとする。

③ 申告官署は、蔵置官署による特例輸入申告に係る貨物の検査の結果を基に、関税等の減免戻税条件の具備、他法令の該非の確認、関税分類、数量、申告価格及び納付すべき関税等の額等に係る必要な審査を行い、輸入の許可等の必要な処理を行う。

(2) 特例輸入申告は、電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う必要があるので留意する。

(3) 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して特例輸入申告を行うことができない場合は、前記 67-3-2 の規定に準じて取り扱うものとし、「輸入（納税）申告書」（C-5020）又は「輸入（納税）申告書」（C-5025-1）の訂正・朱書きについては、次のとおり取り扱うものとする。

① 特例輸入申告に係る貨物が特例申告貨物以外の貨物である場合は、「輸入（納税）申告書」（C-5020）又は「輸入（納税）申告書」（C-5025-1）の標題を「特例輸入（納税）申告書」と訂正の上、上部余白に「○特」と朱書きする。

② 特例輸入申告に係る貨物が特例申告貨物である場合は、「輸入（納税）申告書」（C-5020）又は「輸入（納税）申告書」（C-5025-1）の標題を「特例輸入（引取）申告書」と訂正の上、上部余白に「○特簡」と朱書きする。

(4) 特例輸入申告の撤回については、前記 7-7 の規定によるほか、次の場合を除き、原則として認めないものとする。

① 特例輸入申告に係る貨物が輸入されなくなったことその他の事由によ

り当該貨物が輸入の許可を受ける必要がなくなった場合

- ② 令第 59 条の 21 に規定する特例輸入申告の対象とならない貨物について特例輸入申告が行われた場合
- ③ 令第 92 条第 3 項に規定する貨物に係る特例輸入申告が同項の規定に基づき財務大臣が指定するいずれかの税関官署の長以外の税関官署の長に対して行われた場合
- ④ 令第 92 条第 4 項に規定する郵便物以外の貨物に係る特例輸入申告が、同項の規定に基づき財務大臣が指定する税関官署の長に対して行われた場合
- ⑤ 法第 70 条に規定する他の法令の規定により輸入場所が指定されている貨物に係る特例輸入申告が、当該指定に係る輸入場所の所在地を所轄するいずれかの税関官署の長以外の税関官署の長に対して行われた場合

(特例輸入申告に係る添付書類)

67 の 19-2 特例輸入申告に係る添付書類については、前記 67-3-4 の規定により取り扱うものとする。なお、特例輸入申告を行う税関官署への当該添付書類の提出は、次の場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して電磁的記録により行う必要があるので留意する。

- (1) 電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合
- (2) 電気通信回線の容量制限等のために、一の特例輸入申告に係る添付書類の全てを電磁的記録により提出することができない場合
- (3) 特例輸入申告の審査において、添付書類を原本により確認する必要があると認められる場合

(特例輸入申告の対象とならない貨物)

67 の 19-3 特例輸入申告は、令第 59 条の 21 に規定する貨物については行うことができないので留意する。

第 4 節 特殊輸入通関

(輸入少額貨物の簡易通関扱い)

67-4-1 次に掲げる輸入貨物については、後記 67-4-2 の定めるところにより、少額貨物簡易通関扱いをする。ただし、後記 67-4-9 の規定により旅具通関扱いをするものを除く。

- (1) 輸入(納税)申告書の品名欄の各欄の課税価格が 20 万円以下のもの(特例申告貨物にあっては、輸入(引取)申告書の品目欄の各欄の申告価格が 20 万円以下のものとする。また、関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物であって消費税率が異なること等により複数欄で申告されるもの

にあつては、当該複数欄の課税価格の合計が 20 万円以下のものとする。)。ただし、輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）第 4 条第 1 項の規定により輸入の承認を受けなければならないとされている場合及び定率法（第 14 条及び第 16 条を除く。）又は暫定法の規定により減免税の適用を受ける場合を除く。

(2) 定率法第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる輸出入貨物の容器

(少額貨物簡易通関扱をする貨物の輸入手続)

67—4—2 少額貨物簡易通関扱をする貨物の輸入手続については、次による。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。

(1) 前記 67—4—1 の規定により輸入貨物について少額貨物簡易通関扱いを受けようとする者があるときは、輸入（納税）申告書又は輸入（引取）申告書に「少額貨物簡易通関扱」と表示して申告させる。

(2) 上記(1)により申告された貨物が、審査の結果 67—4—1 の各号に掲げる貨物に該当しないと判断されるに至つたときは、当該輸入（納税）申告書又は輸入（引取）申告書に必要な事項の補足等を行わせた上、前記第 3 節の規定による一般の輸入手続をとらせる。

(少額貨物簡易通関扱をする貨物の税番等の取扱い)

67—4—3 少額貨物簡易通関扱をする貨物に適用する税番、税率及び他法令の許可・承認等の要否については、包括審査済貨物を除き、以後の輸入申告の先例とはしない取扱いとする。この場合、必要に応じ当該輸入（納税）申告書の税関記入欄に、「上記の貨物に適用された税番、税率及び関税法第 70 条非該当については先例としない。」旨（引取申告にあつては、輸入（引取）申告書の税関記入欄に「上記の貨物に適用された関税法第 70 条非該当については先例としない。」旨）記入することとする。

(Air Waybill 等による輸入（納税）申告)

67—4—4 前記 67—4—1 の(1)に掲げるものの輸入（納税）申告については、Air Waybill 又は仕入書をもつて一般の輸入（納税）申告書に代えることができるものとする。

この場合における輸入（納税）申告の手続は、次による。

(1) Air Waybill 又は仕入書による輸入（納税）申告は、当該 Air Waybill 又は仕入書に「輸入（納税）申告書」と表示して 2 通提出させ、輸入を許可したときは、1 通にその旨を記載して申告者に交付する。

(2) Air Waybill 又は仕入書の記載内容が令第 4 条第 1 項《申告納税方式による関税の税額等の申告》及び令第 59 条第 1 項《輸入申告の手続》の規定により必要とされる内容を満たしていないときは、その不足事項を適宜の箇所に記載させる。ただし、課税標準又は税額等の決定に支障がないと認める

場合には、その支障がないと認める事項の記載を省略させて差し支えない。

(少額個人輸入貨物の取扱い)

67—4—5 自己の用に供することを目的として、申告書における 1 品目の価格(統計品目表の細分番号に対応する価格をいい、複数欄にわたる場合は各欄の価格による。ただし、関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物を消費税率が異なること等により複数欄で申告する場合は、当該複数欄の課税価格の合計。)が 20 万円以下の貨物を輸入する者の輸入申告については、次に定めるところによる。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、前記 67—4—2 (少額貨物簡易通関扱をする貨物の輸入手続)による。

- (1) 輸入手続については、「輸入(納税)申告書(少額個人通関用)」(C—5450) 2 通の提出を求めることとする。
- (2) 輸入申告に必要な関税定率法別表の適用上の所属、税率、課税標準等の相談は、個人輸入者その他の関係者に「通関相談書」(C—5500)の作成を求め、適正な回答に努めるものとする。

(マニフェスト等による輸入申告)

67—4—6 航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物については、後記 67—4—7 に定めるところにより、輸入(納税)申告を行うことができるものとする。

- (1) 混載貨物運送状(House Air Waybill)に基づく貨物であつて、一の混載貨物運送状に係る貨物について定率法第 14 条第 18 号《少額貨物の無条件免税》の規定が適用されるもの。
- (2) 消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの
- (3) 法第 70 条第 1 項又は第 2 項《証明又は確認》の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの
- (4) 法第 71 条《原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入》に規定する表示がなされていないもの

(マニフェスト等による申告手続)

67—4—7 前記 67—4—6 の規定により輸入(納税)申告するための手続については、次による。

- (1) 混載貨物荷受人毎の輸入(納税)申告書に代えて、「輸入(納税)申告書(マニフェスト通関用)」(C—5050)(以下(1)及び(2)において「申告書」という。)及び(2)に掲げる事項を記載した書面(以下(1)及び(2)において「マニフェスト」という。)をそれぞれ 2 通を提出させ、申告書には当該マニフェストに記載されている輸入者に関して共通する事項(申告年月日、あて先税関長、代理人の住所・氏名・電話番号、貨物の蔵置場所、貨物を搭載して

きた航空機の名称又は登録番号、一括 Air Waybill 番号（荷送人毎の House Air Waybill 番号を一括した番号）等に記載させる。

なお、マニフェスト等による申告は、荷受人ごとに提出されるべき輸入（納税）申告書に代えて、これら荷受人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸入者ごとの個別の輸入申告として取扱うこととなるので留意する。

(2) 申告書に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。

なお、申告に際しては、仕入書等の添付を省略させて差し支えない。

イ 一括 Air Waybill 番号

ロ House Air Waybill 毎に付した申告番号

ハ House Air Waybill 番号

ニ 輸入者（氏名、住所、電話番号及び輸入者符号）

ホ 品名

へ 申告価格及び価格の換算に用いる外国為替相場並びに House Air Waybill に記載された価格及び契約条件

ト 数量

チ 積出地

リ 原産地

ヌ 航空機の名称又は登録番号

ル 航空機の入港年月日

ヲ 輸出者（氏名及び住所）

(3) 上記(2)のマニフェストは、必要に応じ、一括 Air Waybill により運送される貨物について複数に分割して作成させることができるものとする。

なお、上記(1)から(3)による申告は、荷受人毎に提出されるべき輸入（納税）申告書を、これら荷受人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸入者毎の個別の輸入申告として取扱うこととなるので留意する。

(外交官用貨物等の取扱い)

67—4—8 定率法第 16 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる大使館等の公用品又は同項第 2 号若しくは第 4 号に掲げる外交官等の自用品については、国際慣行等を考慮し、特に必要があると認める場合を除き、開ひ検査を省略する（特に外交行のうについては、開ひ検査をしない。）ものとし、また、仕入書等の添付は、これを省略させて差し支えない。

(旅具通関扱いをする輸入貨物)

67—4—9 次に掲げる貨物については、後記 67—4—10 の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。

(1) 本邦に入国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員（以下、本項及び次項において「旅客等」という。）が携帯（別送を含む。）して輸入する貨物で、次に掲げるもの（自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。）、船舶及び航空機を除く。）

イ 定率法第 14 条第 1 号から第 3 号まで、第 4 号、第 6 号及び第 7 号から第 10 号（ただし、再輸入貨物については、旅客等が携帯又は別送して輸出したものに限る。）の規定に該当するもの

ロ 定率法施行令第 33 条の 2 の規定の適用を受けるもの

ハ 輸入貿易管理令第 14 条の規定により輸入の承認を要しないもののうち同令別表第二に掲げるもの（「携帯品」については、品目毎の課税数量が 3 個又は 3 組以下のもの、品目毎の課税数量が 3 個又は 3 組を超え 10 個又は 10 組以下であって、その課税価格が 30 万円程度以下のもの及び品目毎の課税数量が 10 個又は 10 組を超え、かつ、それに該当するすべての品目の課税価格の合計額が 30 万円程度以下のものに限る。）

ニ 輸入貿易管理令第 14 条の規程により輸入の承認を要しないもののうち同令別表第二に掲げるもの以外のものであって、すべての品目の課税価格の合計額が 30 万円程度以下のもの

(2) 船長、機長又は入国者に託して輸入される貨物（託送品）で輸入貿易管理令の規定による輸入の承認を要しないもののうち、次に掲げるもの

イ 輸入貿易管理令別表第一第 4 号に掲げるもの又は課税価格が 30 万円程度以下のもの（ただし、自動車、船舶及び航空機を除く。）

ロ 受託者の属する船会社又は航空会社の名が印刷されている便せん、封筒、積荷目録、船荷証券、船積書類等で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの

ハ 無償で送付される宣伝用印刷物又は定率法第 14 条第 6 号の規定の適用を受ける商品見本で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの

ニ 外国公館の公用品又は外交官等の自用品

ホ 本邦の在外公館から送還された公用品

(3) 船舶又は航空機の資格内変の際の残存船（機）用品で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの

(4) 不用船（機）用品で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの

(5) 主要食糧、砂糖、石炭等の荷粉で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの

(6) 外国公館の公用品のうち、例えば外交行のう等のように輸入申告書を提出することが不相当と認められるもの

（旅具通関扱いをする貨物の輸入申告）

67—4—10 旅具通関扱いをする貨物の輸入申告手続については、次による。

(1) 本邦に入国する旅客及び航空機の乗組員の携帯品の輸入申告は、その旅客及び航空機の乗組員が行う「携帯品・別送品申告書」(C-5360) A面の各項目を記入した当該申告書1通の税関への提出によるものとし、当該申告書を活用して、適正かつ迅速な通関を図ることとする。なお、国賓等に係る携帯品であってあらかじめ税関に申告事項が報告されている場合等、税関において監視取締上支障がないと認めるときは、口頭による申告を認めることとする。

また、当該旅客及び航空機の乗組員の携帯品の数量又は価格が定率法第14条第7号又は第8号の規定に基づく免税の基準を超過している場合等の輸入申告は、「携帯品・別送品申告書」A面のほかそのB面に所要事項を記入したものの税関への提出によるものとする。

ただし、別送品がある場合は下記(3)による。

(2) 船舶の乗組員の携帯品の輸入申告は、その船舶が外国から到着した本邦の最初の港において、「乗組員携帯品申告書」(C-5370) 1通の税関への提出によるものとする。その船舶がその後本邦内の各港に寄港する場合には、当該申告書を船長に託するなどの方法により寄港地税関へ送付するものとする。ただし、別送品がある場合は、下記(3)による申告も必要となる。

なお、その船舶が乗組員の多い大型の周遊観光船であり、かつ、税関において監視取締上支障がないと認めるときは、上記(1)に準じた取扱いとすることとして差し支えない。

(3) 旅客及び航空機の乗組員に別送品がある場合の輸入申告は、その入国の際に、A面のほかそのB面に所要事項を記入した「携帯品・別送品申告書」2通の税関への提出によるものとし、税関において当該申告書を受理したときは、うち1通に確認済の旨を記載して申告者に交付する。

(4) 旅客及び航空機の乗組員が別送品を輸入する場合の申告は、上記(3)により税関の確認を受けた「携帯品・別送品申告書」の税関への提出によるものとし、税関において別送品の全部の通関を認めるときは、その旨を当該申告書に記載し整理保管する。また、別送品の一部の通関を認めるときは、当該申告書に、通関年月日、通関数量その他所要事項を記載して申告者に返還し、別送品の全部の通関を認めるときは、その旨を当該申告書に記載し整理保管する。

なお、上記(3)による「携帯品・別送品申告書」の確認がない場合であっても明らかに身回品と認められるもの又は数量が少ないものについては、実情に応じ旅具通関を認めて差し支えない。

(5) 上記(4)において税関へ提出する「携帯品・別送品申告書」は、原則として原本とする。ただし、「携帯品・別送品申告書」の確認を受けた官署と別送品を通関する官署が異なる場合で、別送品の全部を至急通関する必要がある、関税の徴収上別段の支障がなく、原本を提出できないことについてやむを得ないと認められる場合には、当該申告書の写しを通関官署に提出することを認めて差し支えない。なお、この際の申告書の提出は、税関の指定する

ファクシミリ装置に送信することなどにより行うことができるが、税関が必要と認める時までには原本を提出することとする。

- (6) 託送品の場合又は携帯品若しくは別送品であって旅客等が輸入許可書の発給を要求する場合は、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（C-5340）2通の提出を求め、輸入の許可を行ったときは、うち1通にその旨を記載して申告者に交付する。
- (7) 船舶又は航空機の資格内変の際の残存船（機）用品、不用船（機）用品又は主要食糧の荷粉であって、旅具通関を行うものについては、「不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書」（C-5375）2通の提出を求め、輸入の許可を行ったときは、うち1通にその旨を記載して申告者に交付する。
- (8) 法第70条第1項又は第2項の規定による許可・承認等又は検査の完了若しくは条件の具備を必要とするものについては、これを証する書類を確認する。

（関税等が納付されていない携帯品等の取扱い）

67-4-11 旅客又は乗組員が関税等の課税を受けるべき携帯品（法第86条《旅客等の携帯品の留置》の規定の適用を受ける物品を除く。）を所持して入国する場合において、その携帯品について関税等が納付されないときは、税関においてその携帯品を一時預りすることなく、その携帯品を所持していた旅客又は乗組員をして保税蔵置場等に預託させるようにする。この場合においては、旅客又は乗組員との間に無用の紛争が生じないように船舶業者、航空業者、その他の者の経営する適当な保税蔵置場等を税関で照会し、受託その他の業務を迅速、かつ、低廉に行わせるよう指導する。

なお、この場合の保管は、一般貨物の保管と同じ性質のものであるので、留意する。

（携帯品等の任意放棄の取扱い）

67-4-12 税関の旅具検査に際して、旅客又は乗組員がその携帯品（法第69条の11第1項第7号《輸入してはならない貨物》に規定する公安又は風俗を害すべき物品に該当する物品及び犯則嫌疑物件と認められるものを除く。以下この項において同じ。）を任意放棄したい旨の申出があったときは、次により取り扱う。

- (1) 旅客又は乗組員がその携帯品を任意放棄する意思を明らかにした場合において、それらの者がその携帯品についての処分の権限及び能力を有すると認められるときは、民法（明治29年法律第89号）第239条第1項《動産についての無主物先占》の規定を適用して、直ちにそれを国庫に帰属させる。この場合においては、旅客又は乗組員が任意放棄の旨を明らかにして署名を行った「任意放棄書」（C-5380）の提出を受けるとともに、任意放棄により国庫に帰属した物件は、直ちに会計課に引き継ぐものとする。
- (2) 旅客又は乗組員がその携帯品を旅具検査場又は保税地域内に放置した

場合のように、その携帯品を任意放棄する意思を確認できないときは、その携帯品を法第 134 条第 2 項《領置物件等を還付できない場合》の規定に該当する同項の領置物件とみなし同条第 3 項《領置物件等の国庫帰属》の規定を適用する。

- (3) 上記(1)により国庫に帰属した物件は、法第 74 条《輸入を許可された貨物とみなすもの》の規定により、輸入を許可された貨物として取り扱う。
- (4) 上記(1)又は(2)により国庫に帰属した物件を換価処分する場合には、物件によっては経済産業省に連絡を要することがあるので、これについてはその処分の方法等につき十分に留意する。

(不用船(機)用品の取扱い)

67—4—13 船(機)用品を船舶又は航空機において使用しなくなつたこと等の理由により国内に引き取る場合で船用品積込承認書等により内国貨物であることが確認されないものについては、輸入手続をさせる。ただし、備品については、明らかに外国において積み込んだものであつて、かつ、輸入手続未済のものと確認されるものに限り、輸入手続をさせる。

なお、内国貨物のうち、本邦籍の船舶又は航空機から引き取られるものであつて、船用品積込承認書等により内国消費税免税扱いで積み込まれたことが明らかなものについては、その免除された内国消費税を徴収することとなるので留意する。

(輸入食糧等の荷粉の取扱い)

67—4—14 輸入食糧(米、もみ、大麦又は小麦)の船舶からの陸揚げ又は航空機からの取卸しに伴つて生じた荷粉の取扱いについては、次による。

- (1) 荷粉が農林水産省農産局長の輸入に係る輸入食糧と同種のものであるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等からそれを所轄の地方農政事務所等(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。)に引き渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。
- (2) 荷粉が農林水産省農産局長の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機によつて積載されてきたこれらの貨物とは異なる種類の輸入食糧であるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等から所要の事項を記載した申請書を提出させるとともに、その荷粉を所轄の地方農政事務所等に売り渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。
- (3) 荷粉が農林水産省農産局長の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機以外の船舶又は航空機から採取された輸入食糧に係るものである場合においても、上記(2)に準ずる。
- (4) 農林水産省農産局長の輸入に係る輸入食糧を陸揚げ又は取卸しをした

後、他の港においてその輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機からさきの港で陸揚げ又は取卸しをした輸入食糧の荷粉が採取されたときは、遅滞なく所轄の地方農政事務所等と連絡の上、上記(1)に準じて取り扱う。

- (5) 船内清掃の際に採取された輸入食糧の荷粉で、個人の消費の用に供する程度の少量のものであって、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第7条に該当するものについては、上記(1)から(4)までの手続によることなく、税関限りでその通関を認める。

（本邦籍の船舶等が外国で取り付けた資材等の取扱い）

67—4—15 本邦籍の船舶又は航空機が、外国において修理又は改装を行い、船体又は機体の一部を取り替えた場合又は部品属具等を新たにに取り付けた場合には、次により本邦の港に帰港後直ちに輸入手続等を行わせる。

(1) 課税の基準

イ 原則的取扱い

本邦船舶が外国における修理又は改装により、船体の一部又は船舶のぎ装品属具等を取り替え又は新たにに取り付けた場合には、当該取替え又は取付けにより付加された外国貨物の輸入があつたものとし、修理又は改装前の状態におけるそれぞれの外国貨物の性質及び数量により課税するものとする。この場合における具体的取扱いは次による。

- (イ) 修理又は改装に要した費用が多額であつても、それによつて付加された外国貨物（修理又は改装のために必要とされたガス、熔接棒等の消耗品を除く。）がない限り課税しないものとする。
- (ロ) 修理又は改装により船体の一部が取り替えられ又は新たに取付けられた場合には、その付加部分の形状等からみて適当と認められる税番（例えば、鉄鋼材、船舶建設材料、鉄鋼製品等）及び税率により課税する。
- (ハ) 付加された外国貨物の課税価格は、定率法第4条から第4条の9までの規定に基づき算出された価格とする（取付費用又は取替費用は含まない。）。

ロ 海難等の場合の特例的取扱い

(イ) 船体

船舶が海難等の事故により航行に支障を生じたためやむを得ず原状回復と認められる程度の船体の修理又は改造を行つたものである場合には、当該修理又は改装により付加された外国貨物であつても、便宜、輸入の取扱いはしないものとする。

この場合における具体的取扱いは、次による。

- i 航行に支障を生じた場合とは、船体が海難等の事故により損傷を受けたため物理的に航行に支障を生じた場合とする。

ただし、このほか船舶安全法等の法令の規定によりそのまま航行することが許されない場合等真にやむを得ない事由があると認めら

れる場合には、その取扱いについて当分の間本省にりん議すること。

- ii 原状回復の程度の修理又は改装であるかどうかの判定に当たっては、その修理又は改装によつて船舶全体からみて価値の増加があつたかどうかを基準とする（例えば、船体の一部が損傷した場合において、その損傷した外板を取り替えたときは、取替部分が比較的唾少にとどまる限り、これによつて船舶全体としての価値の増加があつたと認められないので、原状回復の範囲内として取り扱う。）。
 - iii 修理又は改装が原状回復の範囲を超えてなされた場合には、原状回復を超える修理又は改装部分については、上記(1)の原則的取扱いによる（例えば、船体の一部損傷を修理するついでに船体の延長工事を行つたような場合には、延長工事に係る部分は原状回復の範囲内と認められないので課税の取扱いをする。）。
 - iv 修理又は改装が原状回復の程度と認められる場合であつても、航行に支障を生じたためやむを得ず行われた修理又は改装部分以外の部分については、イの原則的取扱いによる（例えば、船体の損傷した外板取替えのついでに、別段その必要がないにもかかわらず損傷していない外板の取替えをした場合には、上記損傷していない外板の取替部分は課税の取扱いをする。）。
- (ロ) ん装品、属具等

船舶が海難等の事故により航行に支障を生じたためやむを得ず原状回復と認められる程度のん装品、属具等の修理又は改装を行つたものである場合には、当該修理又は改装により付加された外国貨物であつても、便宜、輸入の取扱いをしないものとする。

この場合における具体的取扱いは、次による。

- i ん装品、属具等とは、船体と分離区分することができるすべての機械、設備等をいい、機関、推進設備及び操舵設備を含むものとする。
- ii 航行に支障を生じた場合の範囲については、上記(イ) i に準ずる。
- iii 原状回復の程度の修理又は改装であるかどうかの判定に当たっては、修理又は改装後のん装品、属具類の性質、数量、能力等が損傷前とおおむね同程度以下であるかどうかを基準とする（したがつて、修理又は改装により取り替えられたん装品、属具等の性能等が損傷前と同程度以下である限り、使用により減もうしたん装品、属具等が新品に取り替えられた場合であつても、この特例扱いを認めて差し支えない。）。
- iv 修理又は改装が原状回復の範囲を超えてなされた場合には、原状回復を超える修理又は改装部分については、上記イの原則的取扱いによる（例えば、損傷した主機又は木造救命端艇の取替えに際して、馬力の大きな鋼鉄製救命端艇を取り付けた場合には、原状回復の程度と認められないので、その取り替えられた主機又は救命端艇の全

部について課税の取扱いをする。)

- v この特例扱いは、航行に支障を生じたためやむを得ず行われた最少限度の部分の修理又は改装に限り適用することとし、やむを得ない修理又は改装の範囲を超える部分については原状回復の程度と認められる場合であつても、上記イの原則的取扱いによる（例えば、損傷した主機の取替えのついでに、別段その必要がないにもかかわらず補機の取替えを行つた場合には、その補機の全部について課税の取扱いをする。)

ハ 船用品の特例的取扱い

修理又は改装により付加された外国貨物で課税扱いとされるものうち、船用品として外国貨物のまま積込みが認められるものについては、便宜、輸入の取扱いをしないものとする。

(2) 輸入貿易管理令上の取扱い

上記(1)により輸入手続等を行わせる場合には、輸入貿易管理令上特例扱いを認めることとなつていたので留意する。

(3) 輸入手続

輸入手続は、船舶が外国において修理又は改装を行つて最初に入港した本邦の港(当該港での在港時間が税関の執務時間外であること又はそれが極めて短時間であること等のため、手続を行うことによりじ後の運航計画に支障を生ずると認められる場合は、次港。ただし、この場合においては、次港を管轄する税関あて至急にかつ適宜の方法により調査を要するものである旨の連絡を行うこと。)において行わせるものとし、その具体的取扱いについては次による。

イ 当該船舶が最初に入港する港においては、入港尋問の際の質問、航海日誌の閲覧等により外国における修理又は改装の有無を調査し、輸入手続を要すると認められる修理又は改装の事実がある場合には、その旨相手方に通知するとともに、関係部門に連絡して取扱いに遺憾のないよう留意する。

ロ 上記(1)のロの特例扱いに該当するかどうか判明しない場合には、一応輸入申告をさせておき、検査鑑定の結果特例扱いの適用を認めることとなつたときは、輸入申告を撤回させるものとする。

ハ 税関の検査鑑定等のため船舶の航行計画に支障を生ずることのないよう特に留意するとともに、船舶の出港予定時までに輸入手続を完了しない場合には原則として輸入の許可前引取りを認める。

ニ 修理又は改装の事情、内容等を検討するに際しては、修理又は改装をした先方の請求書、明細書、領収書等のほか、修理又は改装費の外貨送金に関する証拠書類、損害保険に係る証拠書類の提示を求める等の方法により、課税の適正を図るよう留意する。

ホ この取扱いについては、関係船会社等に周知徹底を図るとともに、外

国において修理又は改装を行つた場合には、入港前又は入港質問の際税関に届け出るよう指導する。

へ 輸入手続を要する修理又は改装の事実があるにもかかわらず所要の手続が行われない場合であつて、必要と認めるときは、犯則として立件することも考慮する。

(保税地域から引き取られる古包装材料の取扱い)

67—4—16 保税地域から引き取られる古包装材料の取扱いについては、次による。

- (1) 輸入された又は輸入されることが確実と認められる貨物に係る古包装材料を輸入する場合には、その貨物の課税価格に包装材料の価格が含まれていない場合等特に分離課税すべきものを除き、品名、数量等を記載した適宜の書面を提出させることにより、関税を課することなく、その引取りを認める。
- (2) 貨物の積戻しをする場合又はその積戻しをするかどうか不明である場合において、その古包装材料のみを引き取ろうとするときは、通常の入手続を行わせる。この場合において、その引き取ろうとする古包装材料（これをくず化したものを含む。）の包装材料としての経済価値がほとんどないと認められるときは、上記(1)に準じて処理して差し支えない。
- (3) 保税地域から恒常的に引き取られる古包装材料で、包装材料としての経済価値がほとんどないと認められるものについては、あらかじめ品名、引取者名等を記載した適宜の書面を包括的に提出させることにより、上記(1)に準じて取り扱つて差し支えない。

なお、この場合においては、古包装材料の輸入の都度、口頭（電話による場合を含む。）により申告させるとともに、上記書面又は蔵（移・総保）入承認書の裏面に引取り数量等を自主記入させる。また、税関においては、あらかじめ提出させた書面と口頭申告による古包装材料が同一のものであるかについて、必要に応じスポット検査を行う。

(関税率表等の分類の特例扱い)

67—4—17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO協定の譲許表（前記3—2の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。

なお、本取扱いは、定率法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。

- (1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれ

も同一である貨物(適用される消費税率が同一であるかどうかを問わない。)を一つの物品として取りまとめたものをいう。)の課税価格(従量税率適用品目の場合には、定率法第4条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。)が20万円以下となる品目(減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税(消費税を除く。)課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。)が2以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、下記(3)の規定に留意のうえ、これを認めて差し支えない。

なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の1欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分(関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。)に分類して申告して差し支えない。

イ 2以上の少額品目(適用される関税率が無税である品目を除く。)を申告書の1欄に取りまとめ、これらの品目のうち適用される関税率が最も高い品目(2以上あるときは、これらのうち課税価格が最も高い品目)の属する所属区分に分類する方法

ロ 2以上の少額品目のうち、同一の関税率が適用される品目を申告書の1欄に取りまとめ、各欄ごとにそれぞれ課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法

ハ 2以上の少額品目(適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。)のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の50%を超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法

(2) 郵便物(法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。(3)のニの(イ)において同じ。)については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。

(3) (1)の方法により少額品目をとりまとめて行う申告の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ 適用税率は実行税率とすること

ロ (1)のイ又はハの分類方法による場合には、従価税率、従量税率等税率の種別が異なる品目ごとに適用し、従量税率適用品目については関税率の数量単位の異なる品目ごとに適用すること。

ハ 消費税の課税・非課税の別及び適用される消費税率の異なる品目ごとに適用すること。

ニ 申告書の記載は次によること。

(イ) 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載すること。

なお、郵便物については、課税通知書記載品名と内容物との不一致

により納税者の誤解を招くことのないよう留意すること。

(ロ) 統計細分の欄には、×印を記載すること。

(ハ) 単位及び正味数量欄には、従量税率が適用される場合を除き、記載しないこと。

ホ 他法令により許可又は承認を必要とする物品については、当該許可又は承認を確認した上、適用すること。

(複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い)

67-4-18 輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次のすべての条件に該当し、かつ、検査を行うのに支障がないと認められるときは、輸入者等からの申し出に基づき、一の輸入申告による申告を行うことを認めて差し支えない。

- (1) 輸入貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税関の管轄区域、かつ、同一都道府県に所在していること。
- (2) 輸入貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸入申告により通関する必要があると認められること。

(輸入許可前引取りの承認を受けた特殊な貨物についての一括輸入手続)

73-4-1 報道用の写真及びフィルム等並びに法第 61 条の 2 第 1 項《指定保税工場の簡易手続》の指定を受けた保税工場の保税製品（以下この項において「指定保税工場の製品」という。）で保税作業終了届の提出前のものの輸入許可前引取りの承認の取扱いについては、次による。

- (1) 報道用の写真又はフィルム等の輸入について輸入許可前引取りの承認をする場合においては、輸入許可前に引き取られた貨物について、便宜、1 月分ごとに取りまとめて輸入手続を行わせることとして差し支えない。

なお、この場合の輸入許可前引取りの承認に当たっては、適宜の整理簿を設け、承認の都度その承認に係る貨物の品名、数量、価格、承認年月日を記入しておき、取扱いに支障のないよう留意する。

- (2) 指定保税工場の製品をその保税作業終了届の提出前に輸入する必要がある場合においては、便宜、輸入許可前引取りを承認することとし、作業終了届の提出があつた後、毎月分の引取数量について取りまとめて輸入手続を行わせることとして差し支えない。

(「課税標準となるべき価格」の意義)

76-4-1 法第 76 条第 1 項に規定する「課税標準となるべき価格」の意義については、前記 4-5 による。

(輸入郵便物の通関手続)

76—4—2 輸入される郵便物の通関手続については、次による。

- (1) 法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けたときは、令第 66 条の 2 第 1 項の規定により日本郵便株式会社の職員の立会いを受けて検査をする。
- (2) 1 件当たりの課税価格が 20 万円を超えると思料される郵便物については、日本郵便株式会社から当該郵便物の名宛人に対し通関に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、課税価格が 20 万円を超えると思料するものがあつた場合には、日本郵便株式会社に対し、通関に必要な手続について名宛人に連絡するよう要請する。
- (3) 郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の課税価格を合計した額により、輸入申告の要否を判断する。
- (4) 法第 76 条第 5 項の通知は、日本郵便株式会社の立会職員に対して口頭で行うこととして差し支えない。

(申告を行う旨の申出)

76—4—3 令第 66 条の 3 による申告を行う旨の申出は、法第 76 条第 3 項に基づく提示があつた後においても行うことができるので留意する。当該申出があつた場合において、当該申出に係る郵便物について国際郵便物課税通知書が発行されている場合は、日本郵便株式会社に対して、速やかに当該通知書及び納付書を還付することを求める。

なお、名宛人に配達中の郵便物については、法第 67 条の 2 第 1 項の規定により、当該郵便物を保税地域に入れた後でなければ輸入申告を行うことができないので留意する。

(直課税扱いをしない輸入郵便物の処理方法)

76—4—4 輸入郵便物の検査の結果、その包有品が次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、その郵便物の名宛人に対して「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」(C—5081) (いわゆる到着通知書) を発送し、関係書類の提出をまって、税額の決定その他の処理を行う。

ただし、前記 76—4—2 の(2)により日本郵便株式会社から名宛人に対して通関に必要な手続を連絡することとなる場合は、下記ロ又はハに該当する場合であっても、到着通知書の発送を要しないので留意する。

イ 仕入書等の提出がなければ、課税価格又は税率の決定が困難と認められるもの

ロ 郵便物の品名、数量、名宛人等から判断して明らかに減免税と認められ、その減免税を適用するため関係書類の確認を要するもの (別送品を含む。)

ハ 輸入貿易管理令及びその他の法令の規定による輸入の規制が適用されるもの

なお、当該郵便物が別送貨物である場合には、前記 67—4—10 の(5)の規定に準じて取り扱うものとする。

(関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い)

76—4—5 輸入郵便物（法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。以下この項から後記 76—4—7 まで及び 76—7—10 から 77—7—3 までにおいて同じ。）が関税又は内国消費税等の軽減又は免除を受ける貨物を包有するものであり、その軽減又は免除について関係書類の確認を必要とするときは、その関係書類の提出をまって貨物の検査等を行い、関税又は内国消費税等の軽減又は免除を決定したうえ、その郵便物の保留を解除する。

なお、法第 77 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく国際郵便物課税通知書及び納付書（後記 77—4—1 を参照）が名宛人に送付された後に、名宛人から関税又は内国消費税等の軽減又は免除の申請があったときは、その軽減又は免除を認めるために必要とされる書類にさきに送付した国際郵便物課税通知書を添えて提出することを求め、必要に応じ郵便物との対査確認を行い、適法と認めるときはその旨を日本郵便株式会社に通知する。

(外交官等宛ての郵便物の取扱い)

76—4—6 定率法第 16 条第 1 項に規定する外国の外交官等に宛てた輸入郵便物の検査については、前記 67—4—8 に準ずる。

(輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い)

76—4—7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。

- (1) 輸入郵便物に包有されている一部の物品について、法第 76 条第 4 項において準用する法第 70 条の規定により他法令の規定による許可、承認等の手続が必要である旨を通知した場合において、名宛人がその許可、承認等を得られないため、その物品は放棄して他の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、その許可、承認等を得られない物品が任意放棄を認め得るものであれば、前記 67—4—12 に準じてその物品の任意放棄を認め、他の物品の通関を認める。
- (2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第 8 号に規定する児童ポルノ、同項第 9 号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品、同項第 9 号の 2 に規定する意匠権若しくは商標権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 10 号、第 17 号若しくは第 18 号に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄、不服申立て又は行政処分取消訴訟を行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該

当物品等以外の物品について通関を認める。

(伝染性物質を包有する輸入郵便物の取扱い)

76—4—8 国際郵便約款第 104 条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する研究機関宛ての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。

- (1) 名宛研究機関の所在地が、通関郵便局の所在地と同一の都道府県に属するときにおいては、「輸入郵便物検査通知書」(C—5090) 2 通(原本、通知用)を作成し、「通知用」により名宛研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。
- (2) 上記(1)以外の場合には、次の要領により名宛研究機関内の施設又はその他の適当な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。

イ 郵便物は、検査未済のまま研究機関宛てに配達を認めるものとし、この場合においては、郵便物の名宛面に「未検査、保税扱」と記載した符せんを貼付するとともに「輸入郵便物保税扱通知書」(C—5091) 3 通(原本、通知用、日本郵便株式会社用)を作成し、1 通(原本)を税関に保管し、他の 2 通を郵便物に添えて日本郵便株式会社に引き渡す。日本郵便株式会社は、1 通(日本郵便株式会社用)を保存し、他の 1 通を名宛研究機関に送付する。

ロ 研究機関に、法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による他所蔵置の許可及び法第 63 条第 1 項の規定による保税運送の承認を受けさせ、その許可書及び承認書を配達郵便局に提示させ、その郵便物を交付する。

ハ 当該税関官署(又は当該税関官署から検査委任を受けた税関官署)は、名宛研究機関に連絡の上、検査を実施する。

(放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い)

76—4—9 放射性物質を包有する輸入郵便物について、日本郵便株式会社から法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けた場合は、直ちに名宛人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類(許可使用者((放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項)にあっては、同法第 9 条《許可証》に規定する許可証又はその写し、届出使用者(同法第 3 条の 2 第 1 項)又は販売業者(同法第 4 条第 1 項)にあっては、原子力規制委員会に届け出たことを証する書類)、郵便物の外装容器に記載された「Radioactive Material, Excepted Package」(放射性物質)の表示(通常郵便に関する施行規則第 135 条《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第 2 項)等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内容検査は省略して差し支えない。

(輸入郵便物からの検査試料の採取)

76—4—10 輸入郵便物の包有物の一部を税関の検査試料として法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により採取する場合の取扱いについては、次による。

(1) 受領書(適宜の様式による。)と引換えに、日本郵便株式会社から検査試料として必要な数量の交付を受ける。

(2) 税関は、「税関検査試料採取通知書」(C—5092)を 3 部(原本、通知用、日本郵便株式会社用)作成し、さきに日本郵便株式会社に交付した受領書と引換えに 2 部(通知用、日本郵便株式会社用)を日本郵便株式会社に交付する。この場合において、検査試料に残りがあるときは、当該残りを添付する。

(輸入郵便物への通関済印の押なつ)

76—4—11 輸入郵便物の検査をしたときは、国際郵便物課税通知書及び納付書を発給しないものに限り、通関済印(C—5130)を押なつする。

(公売又は売却された郵便物の取扱い)

76—4—12 法第 76 条第 4 項において準用する法第 70 条第 3 項の規定により名宛人に交付することができない郵便物について、差出人にその処分を照会した結果、日本郵便株式会社において、これを公売又は売却することとなった場合(差出人が放棄した郵便物を公売又は売却をする場合を含む。)、当該郵便物は郵便路線を外れることになるので、当該郵便物を引き取る場合には、当該郵便物を取得するものにおいて輸入申告を行う必要があるので、留意する。

(交付前郵便物に係る関税等の徴収)

76 の 2—4—1 交付前郵便物について法第 76 条の 2 第 1 項の承認を受けることなく滅却された場合又は同条第 3 項による届出を受けた場合は、当該郵便物に係る国際郵便物課税通知書を発行した税関官署において調査し、同条第 1 項本文の規定により当該郵便物の関税等を徴収することとなるときは、日本郵便株式会社に賦課決定通知書(前記 8—1)及び納税告知書(前記 9 の 3—1)を送達する。

この場合において、その関税等が告知に係る納期限までに完納されない場合には、国税徴収の例により徴収する。

(関税の徴収に係る用語の意義)

76 の 2—4—2 法第 76 条の 2 第 1 項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」及び「滅却」の意義については、前記 23—9 と同様とする。

(交付前郵便物の滅却の承認の申請)

76 の 2—4—3 令第 66 条の 4 において準用する令第 38 条の規定による滅却の

承認の申請は、「交付前郵便物滅却承認申請書」(C-5142) 2 通を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。

(交付前郵便物が亡失した場合の届出)

76 の 2—4—4 令第 66 条の 4 において準用する令第 38 条の 2 の規定による届出は、交付前郵便物について法第 76 条第 5 項による通知を行った税関官署に「交付前郵便物亡失届」(C-5143) を 1 通提出させて行うものとする。

また、当該交付前郵便物亡失届に警察署長、消防署長その他の公的機関が発行する災害等に関する証明書を添付した場合は、法第 76 条の 2 第 1 項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情」により当該郵便物が亡失したのものとしてその事実を認定するものとする。

(国際郵便物課税通知書等の送付)

77—4—1 法第 77 条第 1 項の規定による輸入郵便物に係る関税の課税標準及び税額の通知は、「国際郵便物課税通知書」(C-5060) を作成し、当該通知用を納付書とともに当該郵便物に添付して通関郵便局に引き継ぐことによって行う(この通知用は、通関郵便局を経て名宛人に送達される。)

なお、同通知書の原票に係る情報は、原則として外郵システムにおいて管理する。

(郵便物に係る資金徴収簿等の取扱い)

77—4—2 輸入郵便物については、外郵システムにより作成する資金徴収簿用帳票をもって、整理資金規則第 22 条《資金徴収簿》に規定する資金徴収簿及び収納管理簿とし、合計徴収簿用帳票をもって、同条に規定する合計徴収簿とする。

なお、資金徴収簿用帳票に審査印を押なつすることをもちいて整理資金規則第 23 条《徴収決定済額の登記等》並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項《収納済額の登記》に規定する徴収決定済額又は収納済額の登記とし、合計徴収簿用帳票に審査印を押なつすることをもちいて、整理資金規則第 29 条《合計徴収簿への日計登記》に規定する登記とする。

(関税の納付前における郵便物の受取り)

77—4—3 法第 77 条第 6 項の規定による関税の納付前における輸入郵便物の受取りの取扱いについては、次による。

(1) 同項の規定による承認の申請は、令第 67 条の 2 に規定する記載事項を記入した「関税等納付前郵便物受取承認申請書」(C-5100) 2 通(原本、承認書用)を提出することによって行い、承認したときは、1 通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつして申請者に交付する。

(2) 関税の納付前における郵便物の受取りの承認の基準は、前記 73—3—2

に準ずる。

- (3) 法第 77 条第 7 項の規定による担保は、申請者の資力等が不明である場合その他税関長が特に必要と認める場合に限り提供することとする。
- (4) 通関郵便局は保管中の郵便物について関税の納付前におけるその受取りを承認したときは、その郵便物について、通関郵便局以外の日本郵便株式会社郵便局に対し承認の旨の通知をする等の特別の手続をする必要はなく、課税をしない場合と同様の手続により名宛人に交付する。
- (5) すでに配達郵便局に送付され、国際郵便物課税通知書を送達済の郵便物について、その課税通知書を添付して上記(1)による関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請があり、これを承認したときは、承認印を押なつした関税等納付前郵便物受取承認申請書とともに当該課税通知書に関税の納付前における受取りを承認した旨を記載して申請者に交付する。

(輸入郵便物の保税運送の手続)

77—4—4 輸入郵便物について法第 63 条第 1 項の規定による保税運送の承認をした場合における名宛人への交付までの手続については、前記 77—4—3 の(4)又は(5)に準ずる。

(日本郵便株式会社による関税の納付期日の延長)

77 の 3—1 令第 68 条の 2 の規定等により、関税等の納付期日を延長する場合の取扱いについては、次による。

- (1) 災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であつて、日本郵便株式会社の責任によらないものをいう。）により納付期日に関税等を納付できない事実のほか、これに類するやむを得ない事由があると認められる場合には、納付期日の延長を承認して差し支えない。
- (2) 納付期日の延長の申出は、通関郵便局の長から外郵出張所に適宜の様式を提出することにより行う。

(取戻し又は宛名変更請求にかかる郵便物の保税地域への搬入等)

78 の 2—4—1 前記 78 の 2—2—1 及び 78 の 2—2—2 前段の規定は、輸入の許可を受けた郵便物について準用する。この場合において、78 の 2—2—1 及び 78 の 2—2—2 中「輸出」とあるのは「輸入」と、78 の 2—2—2 中「差出人」とあるのは「名宛人」と読み替えるものとする。

なお、関税等が課された郵便物の輸入の許可を取り消した場合は、職権により更正を行い、速やかに関税等の還付を行うことになるので留意する。